

令和2年度シカ管理検討委員会

日時 令和2年8月6日（木）13時30分～

場所 岩手県公会堂 2階21号室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 令和元年度シカ管理対策の実施状況について（報告）

(2) 令和元年度指定管理鳥獣捕獲等事業評価報告について（協議）

(3) 令和2年度シカ管理対策について（協議）

(4) その他

4 閉 会

シカ管理検討委員会出席者名簿

区分	所 属	職 名	氏 名	出欠	備考
学識 経験者	国立大学法人岩手大学	名 誉 教 授	青 井 俊 樹	出	
	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所企画部広報普及科	研 究 専 門 員	堀 野 眞 一	出	委員長
	合 同 会 社 東北野生動物保護管理センター	代 表	宇 野 壮 春	出	
関係 団体	岩手県鳥獣保護巡視員協議会	会 長	藤 澤 富 男	出	
	公益社団法人岩手県猟友会	専 務 理 事	菅 野 範 正	出	
	岩 手 県 森 林 組 合 連 合 会	業 務 部 長 兼 森林整備グループ長	深 澤 明 広	出	
	全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会 岩手県本部営農支援部営農技術課	課 長	加 澤 直 志	出	
行政 機関	東 北 森 林 管 理 局 計 画 保 全 部 保 全 課	課 長	小 笠 原 孝	出	
	岩 手 県 農 林 水 産 部 農 業 振 興 課	担 手 対 策 課 長	今 泉 元 伸	出	
	岩 手 県 農 林 水 産 部 森 林 整 備 課	整 備 課 長	及 川 明 宏	出	
	盛 岡 市 農 林 部 農 政 課	課 長	佐 々 木 伸 司	欠	
	大 船 渡 市 農 林 水 産 部 農 林 課	課 長	菅 原 博 幸	出	
	遠 野 市 産 業 部 農 林 課	課 長	奥 寺 孝 光	出	
計12名					

区分	所 属	職 名	氏 名	備考
事務局	岩手県農林水産部農業振興課	技 師	田 口 礼 人	
	岩手県環境保健研究センター	主任専門研究員	鞍 懸 重 和	
	岩手県環境生活部自然保護課	総 括 課 長	谷 藤 親 史	
		主 任 主 査	菅 原 英 明	
		主 任 主 査	高 橋 秀 彰	
		技 師	澤 口 幸 司	
オブ ザー バー	岩手県盛岡広域振興局保健福祉環境部	技 師	松 本 泰 斗	
	岩手県県南広域振興局保健福祉環境部	技 師	田 村 京 一	
	岩手県県南広域振興局保健福祉環境部 花巻保健福祉環境センター	主 任	水 本 清 教	
	岩手県県南広域振興局保健福祉環境部 一関保健福祉環境センター	技 師	村 山 千 尋	
	岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部	技 師	林 美 緒	
	岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部 宮古保健福祉環境センター	技 師	岩 渕 直 幸	
	岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部 大船渡保健福祉環境センター	技 師	村 居 勇 佑	
	岩手県県北広域振興局保健福祉環境部	技 師	大 橋 慶 太 郎	
	岩手県県北広域振興局保健福祉環境部 二戸保健福祉センター	主 任 主 査	菊 池 彰	

シカ管理検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1 本県に生息するニホンジカ(以下「シカ」という。)の保護管理及び農林作物被害の防止等について、具体的な対策を検討し、適正な管理を推進するため、「シカ管理検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は次に掲げる事項について検討する。

- (1) 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更に関する事
- (2) 個体数管理に関する事
- (3) 生息環境管理に関する事
- (4) 被害防除対策に関する事
- (5) モニタリング等の調査研究に関する事
- (6) その他シカの管理に関する事

(組織)

第3 委員会は、委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、関係団体及び行政機関等で委員会の運営に必要と認められる者のうちから、環境生活部長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により決定する。
- 4 委員長は会務を総括し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから予め委員長が指名する委員が、その職務を代行する。
- 6 委員会の検討事項を専門的に審議するため、必要に応じて委員会に委員若干名をもって構成する専門部会を置くことができる。

(任期)

第4 委員の任期は委嘱の日から、その日を含むシカ管理計画の期間が満了する日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5 委員会は、必要に応じて環境生活部長が招集する。

- 2 環境生活部長は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、環境生活部自然保護課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月6日から施行する。

この要綱は、平成19年5月7日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

この要綱は、平成27年9月25日から施行する。

この要綱は、平成29年5月23日から施行する。

令和元年度のシカ管理対策の実施状況について

1 個体数管理

(1) 捕獲頭数

第5次シカ管理計画（H29～R3）に基づき、農林業被害の早急な軽減と自然植生被害の抑制を目的として、市町村による有害捕獲、県・猟友会による指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲、狩猟による捕獲を推進した結果、令和元年度の捕獲頭数は14,420頭となった。

なお、指定管理鳥獣捕獲等事業は、県内全域において、11月1日～2月末日まで捕獲を行った。

岩手県全域 シカ捕獲頭数の推移（単位：頭）

地域	捕獲区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
県計	有害捕獲	3,517	5,921	4,806	5,718	7,061	7,399	8,869
	指定管理※	4,556	4,182	4,110	4,632	6,179	4,595	4,794
	狩猟	1,546	816	629	649	1,078	544	757
	計	9,619	10,919	9,545	10,999	14,318	12,538	14,420

※ 平成26年度までは捕獲委託（県単独事業）、平成27年度以降は指定管理鳥獣捕獲等事業（環境省交付金）による捕獲（以下同様）

① 北上高地南部地域

第5次シカ管理計画で生息状況が「高密度段階」に位置づけられているこの地域では、捕獲頭数は全体の86%であった。

北上高地南部地域 シカ捕獲頭数の推移（単位：頭）

地域	捕獲区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
北上高地南部	有害捕獲	3,266	5,612	4,469	5,297	6,557	6,881	8,018
	指定管理	4,406	3,837	3,624	3,934	5,202	3,810	3,743
	狩猟	1,356	727	552	578	922	411	651
	計	9,028	10,176	8,645	9,809	12,681	11,102	12,412

② 北上高地北部地域

生息状況が「定着段階」に位置づけられているこの地域では、捕獲頭数は全体の12%であった。

北上高地北部地域 シカ捕獲頭数の推移（単位：頭）

地域	捕獲区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
北上高地北部	有害捕獲	241	299	311	399	466	465	786
	指定管理	140	321	405	635	845	687	925
	狩猟	185	86	75	69	146	111	69
	計	566	706	791	1,103	1,457	1,263	1,780

③ 奥羽山脈地域

生息状況が「侵入初期段階」に位置づけられているこの地域では、捕獲頭数は全体の2%であった。

奥羽山脈地域 シカ捕獲頭数の推移（単位：頭）

地域	捕獲区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
奥羽山脈	有害捕獲	10	10	26	22	38	53	65
	指定管理	10	24	81	63	132	98	126
	狩猟	5	3	2	2	10	22	37
	計	25	37	109	87	180	173	228

※ 令和元年度の捕獲数の詳細は、資料No.1-1及び1-2参照

(2) 狩猟による捕獲の促進

① 狩猟規制の緩和

狩猟による捕獲を促進するため、以下のとおり県独自に狩猟規制を緩和している。

シカ保護管理計画による狩猟規制の緩和内容

項目	第2次計画 (H14.11策定)	→ 第3次計画 (H19.11策定)	→ 第3次計画 (H21変更)	→ 第4次計画 (H25.11施行)
シカの狩猟期間延長 通常 11月15日～2月15日	計画地域 12月1日～2月末日 計画地域外 12月1日～2月15日	全県下 11月15日～2月末日	全県下 同左	全県下 11月15日～3月末日 (H25)
捕獲数制限の緩和 通常 1日1人当たり1頭	1日1人当たり捕獲頭数 ・ 個体数調整地区1頭 (オス又はメス1頭) ・ 侵出抑制地区2頭 (オスは1頭以内) ・ 計画地域外1頭(オス)	1日1人当たり捕獲頭数 ・ 個体数調整地区2頭 (オスは1頭以内) ・ 侵出抑制地区3頭 (オスは1頭以内)	1日1人当たり捕獲頭数 ・ 個体数調整地区3頭 (オスは1頭以内) ・ 侵出抑制地区5頭	1日1人当たり捕獲頭数 <u>制限を設けない</u>

項目	→ 第4次計画 (H25.11施行)	→ 第5次計画 (H29.3策定)	→ 第5次計画 (H29.10変更)
シカの狩猟期間延長 通常 11月15日～2月15日	全県下 11月1日～3月末日 (H26変更)	全県下 同左	全県下 同左
捕獲数制限の緩和 通常 1日1人当たり1頭	同左	同左	<u>緩和規定を廃止</u> (環境省令第17号による 制限規定の廃止)

② 鳥獣保護区等の見直し

令和元年度は鳥獣保護区1箇所について、シカの捕獲の妨げとなっているとの意見があったことから、鳥獣保護区域内の一部を特定猟具使用禁止区域（銃器）に見直しを行った。

鳥獣保護区指定件数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
件数（件）	139	135	133	132	131	129	129
面積（ha）	141,196	138,315	131,503	130,437	129,885	128,286	127,973

（参考）休猟区指定件数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
件数（件）	15	6	6	4	2	0	0
面積（ha）	34,075	13,857	15,920	10,203	3,838	0	0

③ シカ肉の放射性物質検査の実施

原発事故の影響によりシカ肉から基準値を超える放射性物質が検出され、狩猟意欲の減退につながっているため、平成24年度から、出荷制限の解除のためのモニタリング検査を行っている。

令和元年度は、県内19市町から提供のあった50検体を検査し、基準値を超過したものは3検体であった。

なお、結果については、狩猟者等に対し各地域での検出状況について情報提供を行っている。

シカ肉の放射性物質検査検体数（単位：件）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
検体数	13	20	54	52	58	50
基準値超過	2	2	5	2	3	3

※ 詳細は資料No.1－3参照

(3) 有害捕獲

① 有害捕獲頭数

令和元年度は、全市町村で有害捕獲に取り組み、捕獲の実績があったのは30市町村で、捕獲頭数の合計は8,869頭であった。

市町村有害捕獲実績（単位：頭）

振興局	市町村									合計
	盛岡市	八幡平市	雫石町	葛巻町	岩手町	滝沢市	紫波町	矢巾町		
盛岡広域	88	1	6	50	27	6	55	0		233
県南広域	奥州市	金ヶ崎町	花巻市	遠野市	北上市	西和賀町	一関市	平泉町		2,715
	229	6	375	1,858	0	0	238	9		
沿岸広域	大船渡市	陸前高田市	住田町	釜石市	大槌町	宮古市	山田町	岩泉町	田野畑村	5,824
	1,408	745	1,174	1,277	206	474	14	515	11	
県北広域	久慈市	普代村	野田村	洋野町	二戸市	軽米町	九戸村	一戸町		97
	37	10	1	20	12	9	6	2		

※ 遠野市におけるニホンジカ捕獲応援隊による地域ぐるみの取組は、資料No.1－4参照

② 有害捕獲関連対策

農業被害の軽減及び被害発生地拡大防止のため、各市町村において有害捕獲の実施のほか、次の取組を行った。

- ・ くくりわな購入（部品含む）：9市町村（盛岡市、遠野市、住田町等）
- ・ 囲いわな購入 2市町（岩手町、一関市）
- ・ ICT機材の活用（通信料含む）：3市町（紫波町、矢巾町、釜石市）
- ・ センサーカメラ、ドローン購入：4市町（滝沢市、岩手町、花巻市等）

③ 有害捕獲許可の権限移譲

シカの有害捕獲許可事務の迅速な対応により住民サービスの向上を図るため、全市町村への有害捕獲許可の権限移譲を行っている。

（４）指定管理鳥獣捕獲等事業

鳥獣保護管理法に規定する「指定管理鳥獣捕獲等事業」（国庫、環境省）を活用し、県内全域において捕獲を行った。

- ア 実施主体：岩手県
- イ 捕獲時期：令和元年11月～令和2年2月
- ウ 実施区域：岩手県内全域
- エ 捕獲実績：4,794頭
- オ 実施方法：認定鳥獣捕獲等事業者（岩手県猟友会）に委託

（５）捕獲の担い手の確保・育成

① 狩猟免許試験の開催

捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許試験を3回実施した。新規免許取得者は290人であった。

狩猟免許試験実施状況

開催回数	開催地	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)	前年度合格者数(人)	前年度合格率(%)
3回	八幡平市(7/14)	85	82	96	313	94
	盛岡市(9/15)	81	79	98		
	滝沢市(12/15)	138	129	93		
	計	304	290	95		

② 狩猟免許試験予備講習会の開催

狩猟免許試験受験者の合格率の向上を図ることを目的として、狩猟免許試験予備講習会（受講料無料）を公益社団法人岩手県猟友会に委託して合計3回実施した。なお、予備講習会は狩猟免許試験の概ね2週間前に実施した。

③ 市町村の捕獲の担い手対策

捕獲の担い手を確保するため、10市町において狩猟免許試験受験者等への手数料の補助等を実施した。

④ 鳥獣被害対策実施隊の設置推進

有害捕獲等の担い手確保に向けて、市町村の被害防止計画に基づく捕獲等鳥獣被害対策の実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」の設置を推進しており、令和元年度までに県内の32市町村が設置している。

2 被害防除対策

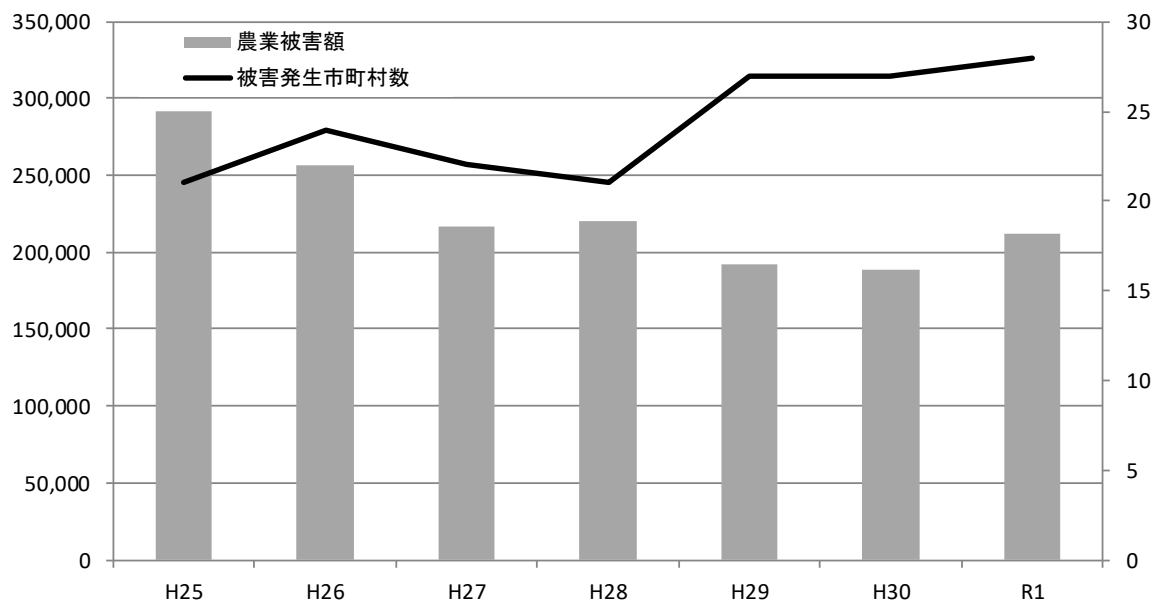
(1) 農林業被害の推移

① 農業被害

令和元年度のシカによる農業被害は 28 市町村で発生しており、被害額は速報値で 212,000 千円であり、増加傾向にある。

農業被害額の推移（単位：千円）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	前年との差
被害発生市町村数	21	24	22	21	27	27	28	
農業被害額	291,282	256,467	217,206	219,783	192,267	188,439	212,000	23,561



(参考) 農業被害額の推移（作物別）（単位：千円）

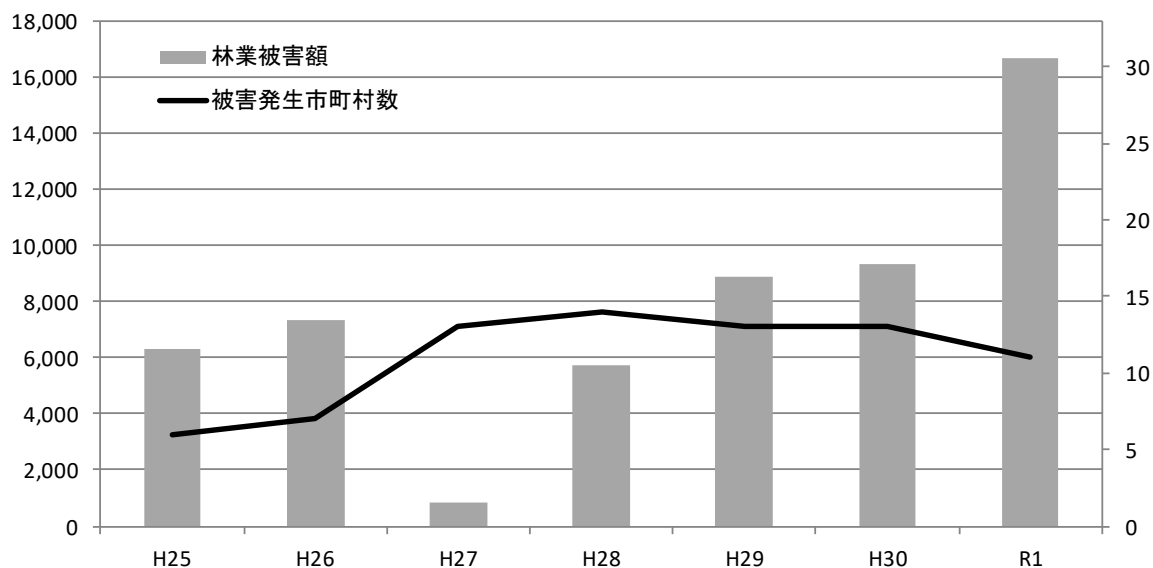
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	前年との差
飼料作物	123,255	87,319	81,990	89,908	73,637	52,928	集計中	—
水稲	76,227	80,975	75,709	61,319	57,274	72,016		—
野菜類	44,322	33,244	20,760	20,211	14,507	16,293		—
果樹	35,524	45,353	29,127	28,067	34,530	35,586		—
その他	11,954	9,576	9,620	20,278	12,319	11,616		—
計	291,282	256,467	217,206	219,783	192,267	188,439		212,000

② 林業被害

令和元年度のシカによる林業被害額は11市町村で発生しており、被害額は16,668千円で、平成30年度と比較すると7,319千円増加した。また、シイタケ被害は4市町で発生しており、被害額は263千円で、平成30年度と比較すると243千円増加した。

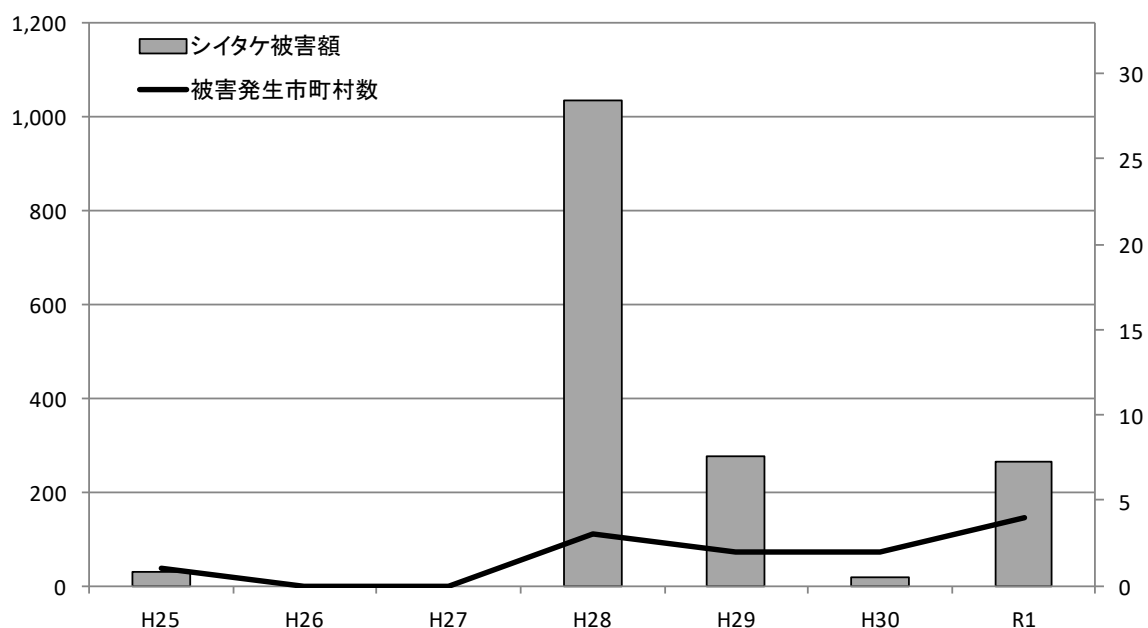
林木被害額の推移（地域別）（単位：千円）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	前年との差
被害発生市町村数	6	7	13	14	13	13	11	
林木被害額	6,303	7,340	870	5,756	8,901	9,349	16,668	7,319



シイタケ被害額の推移（地域別）（単位：千円）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	前年との差
被害発生市町村数	1	0	0	3	2	2	4	
シイタケ被害額	28	0	0	1,033	277	20	263	243



(2) 被害防除体制の整備のための被害防止計画作成及び鳥獣被害対策実施隊設置状況について

被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するため、地域全体で持続的に被害防止対策に取り組む体制を整備する必要があることから、市町村における被害防止計画の作成や被害防止計画に基づく捕獲や侵入防止柵の設置等を行う鳥獣被害対策実施隊の設置を推進した。

被害防止実施計画は、平成26年度までに全ての市町村において作成されており、鳥獣被害対策実施隊は、令和元年度までに32市町村において設置されている。

被害防止計画作成状況		鳥獣被害対策実施隊設置状況	
作成年度	作成市町村数 (のべ数)	作成年度	作成市町村数 (のべ数)
平成20年度	4	平成21年度	1
平成21年度	6	平成23年度	2
平成22年度	8	平成24年度	4
平成23年度	11	平成25年度	16
平成24年度	23	平成26年度	24
平成25年度	28	平成27年度	29
平成26年度	33	平成28年度	31
		平成30年度	32

(3) 被害防止対策実施体制について

被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するため、県、広域振興局及び市町村の各単位で連絡会等を設置し、被害対策に関する情報共有を図るとともに、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律第4条の2に基づく捕獲及び防除を実施した。

被害防止対策実施体制

組織等名称	所管	実施内容
岩手県鳥獣被害防止対策連絡会	県（農林水産部、環境生活部）	【県内の関係者が連携し、効果的な対策を推進】 ・関係者の情報共有及び研修会等の開催による被害対策意識の啓発
地域鳥獣被害防止対策連絡会	県（広域振興局）	【広域振興局管内の関係者が連携し、効果的な対策を推進】 ・関係者の情報共有及び研修会等の開催による被害対策意識の啓発
地域協議会	市町村	【市町村被害防止計画に基づき、被害防止対策を実施】 ・有害捕獲、電気柵の設置、被害防止活動の取組の推進

(4) 被害防除のための研修会の実施

被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するため、研修会等を実施した。

① 鳥獣被害防止対策研修

被害防止対策や侵入防止柵設置対策等の指導者や実践者を育成するため、鳥獣の生態や効果的な捕獲・被害防止対策等に関する講義と現地実習を行った。

- ・ 実施時期：令和元年5月～令和2年3月
- ・ 実施場所：北上市、宮古市、洋野町、一戸町、九戸村、軽米町
- ・ 対象者：農業者、農業関係機関・団体職員、市町村職員、農業改良普及員等

② 侵入防止柵の技術実証

恒久電気さく等の効果的な活用方法について実証を行った。

- ・ 実施時期：令和元年6月～令和2年3月
- ・ 実施場所：岩手町、一戸町、九戸村

③ 地域ぐるみの被害防止対策研修

地域ぐるみの被害防止対策の推進を図るため、市町村が主催する研修会の開催等を支援した。

- ・ 実施時期：令和元年6月～令和2年3月
- ・ 実施地区：5地区：紫波町、奥州市、北上市、釜石市、岩泉町

(5) 農林業被害防除対策実施状況

① 農業被害防除実施状況

鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用した被害防除対策を各市町村において実施した。

- ・ 侵入防止柵の設置：13市町村
- ・ 研修会の開催や追い払い活動等の実施：22市町（盛岡市、紫波町、遠野市等）

侵入防止柵の設置状況（農業振興課調べ）

	H27	H28	H29	H30	R1	累計
設置距離 (km)	123	98	113	101	106	967

② 林業被害防除実施状況

森林整備事業を活用した忌避剤散布を6市町（奥州市、一関市、遠野市、住田町、陸前高田市、釜石市）で154ha、防護柵設置を1市（大船渡市）で4,983m実施した。

(6) 自然植生被害対策実施状況

早池峰山に生息する希少な高山植物を保護するため、早池峰山周辺地域においてシカの捕獲、防鹿柵の設置、センサーカメラ等を用いたモニタリング調査を行った。

① 捕獲の強化

猟友会、東北森林管理局、市町村等と連携して早池峰山周辺地域^{*}での捕獲を推進し、令和元年度は2,048頭を捕獲した。（前年度は1,756頭）

※ 盛岡、花巻、遠野、宮古の一部（面積：1,050km²）

- ・ 早池峰山周辺地域シカ一斉捕獲の旬間の制定（県猟友会）
実施期間：令和元年12月21日～30日
捕獲頭数：60頭（オス26頭、メス34頭）
- ・ 国有林林道の除雪（東北森林管理局）
遠野市8路線、宮古市2路線

② 防鹿柵設置

県と東北森林管理局が連携して登山道周辺の生息地に防鹿柵を設置した。

令和元年度は、平成30年度の設置場所に加え、小田越や薬師岳登山道周辺にも新たに設置し、県では6か所（400m）、東北森林管理署では5か所（450m）、合計11か所（850m）に防鹿柵を設置した。

防鹿柵設置状況

	H30	R1	備考（R1の設置場所及び設置期間）
岩手県	3か所100m	6か所400m	河原の坊3、小田越3、薬師岳1（R1.7.21～10.24）
東北森林管理局	4か所200m	5か所450m	河原の坊2、小田越1、門馬2（R1.7.11～10.31）
計	7か所300m	11か所850m	

③ 東北森林管理局との連携によるモニタリング調査

ア センサーカメラによる生息状況調査

早池峰山周辺地域のシカの生息状況を調査するため、令和元年度は、県で16台、東北森林管理局で20台センサーカメラを設置した。

県で設置したカメラの結果について、平成30年度とのシカの撮影頻度を比較すると、比較可能な13地点のうち、小田越の標高1,180m地点及び小田越二合目地点の2箇所のみ撮影頭数が増加していた。また、河原の御神坂（おみさか）付近の標高1,500m地点、小田越八合目付近の標高1,790m以上の地点ではシカは撮影されなかった。

イ GPSによる追跡調査

夏季に早池峰山周辺地域に生息しているシカの移動経路、移動時期、季節の変化に伴う利用場所の変化を把握することを目的として、東北森林管理局が平成26年度から調査を実施しており、令和元年度は5頭について行動圏を調査した。

調査によって得られた冬期におけるシカの生息地の情報等は、県や猟友会等にも情報提供されており、県の指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲の推進等に活用された。

(7) シカと列車との衝突事故と対策状況

令和元年度はJR東日本盛岡支社で419件、IGRで21件、三陸鉄道で121件の衝突事故があった。

JR東日本盛岡支社では、特に、釜石線と山田線での衝突が多いため、ライオンの糞から抽出した成分を含む忌避剤の散布等の対策を実施している。

シカと列車との衝突件数（単位：件）

年度	H27	H28	H29	H30	R1
JR東日本盛岡支社	260	266	416	467	419
IGR	13	10	18	30	21
三陸鉄道	19	18	27	21	121
計	292	294	466	518	561

※ 平成31年3月にJR山田線（宮古～釜石間）は三陸鉄道に移管。

3 モニタリング調査

科学的かつ計画的な管理施策を推進するため、捕獲及び農業被害状況について情報を収集するとともに生息状況調査等のモニタリング調査を継続的に実施した。概要は次のとおり。

(1) 捕獲情報の収集

狩猟、有害捕獲及び指定管理鳥獣捕獲について捕獲報告票等から頭数、場所、性別及び猟具の種類等の基礎データを収集した。

(2) 農林業被害の収集

市町村を經由して農作物及び林業被害について情報収集した。

(3) 生息状況調査

① 糞塊法による生息状況調査

個体数の増減の指標とするため、平成17年度から調査をしており、令和元年度は県内15市町の計61箇所（北上高地南部46箇所、北上高地南部以外15箇所）で実施した。

※ 詳細は資料No.1－5参照

② アンケート調査

令和元年度、県内の農業集落における野生鳥獣の生息状況、農業被害等を把握するため、農業集落の代表者等（発送数1,550人）にアンケート調査を実施した。（有効回答人数1,127人）調査結果（シカについて一部抜粋、資料No.1－6参照）

ア 生息状況：県全域に生息していた。

イ 出没の増減：約6割の集落で「増えた」と回答した。

ウ 農業被害：生産量の「30%以上」または「30%未満」の農業被害が発生しているとの回答が約3割となっていた。

エ 防除対策：防除対策として最も多く取り組んでいるのは「防護柵」の設置であり、約7割が「効果あり」と回答した。

4 その他管理のために必要な事項

(1) 生息環境管理

市町村に対し、シカの隠れ家等となる耕作放棄地や農地に隣接したやぶの刈払いの推進、伐採跡地や有休農地等の適正な管理の推進について周知を実施した。

(2) 地域住民等への普及啓発

地域ぐるみの被害防止対策のための研修会を開催し、鳥獣被害対策に対する地域住民の意識啓発を図った。

(3) 認定鳥獣捕獲等事業者研修

認定鳥獣捕獲等事業の従事者を対象とした研修会において、鳥獣保護管理法及び認定鳥獣捕獲等事業者制度の概要に関して説明を行った。

R1シカ捕獲実績(単位:頭)

振興局	捕獲区分 市町村	狩猟				指定管理				有害				合計				
		♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計	
盛岡広域	盛岡	盛岡市	12	8	1	21	291	279	0	570	38	50	0	88	341	337	1	679
		八幡平市	3	3	0	6	16	4	0	20	1	0	0	1	20	7	0	27
		雫石町	0	0	0	0	3	2	0	5	4	2	0	6	7	4	0	11
		葛巻町	2	0	1	3	85	26	0	111	30	20	0	50	117	46	1	164
		岩手町	8	4	0	12	51	46	0	97	12	15	0	27	71	65	0	136
		滝沢市	0	0	0	0	7	2	0	9	3	2	1	6	10	4	1	15
		紫波町	0	0	0	0	24	27	0	51	30	25	0	55	54	52	0	106
		矢巾町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	25	15	2	42	477	386	0	863	118	114	1	233	620	515	3	1,138
県南広域	本局	奥州市	5	4	7	16	161	94	0	255	125	103	1	229	291	201	8	500
		金ヶ崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	6	1	5	0	6
		小計	5	4	7	16	161	94	0	255	126	108	1	235	292	206	8	506
	花巻	花巻市	12	12	0	24	16	26	0	42	213	162	0	375	241	200	0	441
		遠野市	89	111	5	205	458	544	0	1,002	818	1,040		1,858	1,365	1,695	5	3,065
		北上市	1	2	0	3	1	2	0	3	0	0	0	0	2	4	0	6
		西和賀町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	102	125	5	232	475	572	0	1,047	1,031	1,202	0	2,233	1,608	1,899	5	3,512
	一関	一関市	19	11	0	30	172	160	0	332	9	37	192	238	200	208	192	600
		平泉町	0	0	0	0	4	3	0	7	0	0	9	9	4	3	9	16
		小計	19	11	0	30	176	163	0	339	9	37	201	247	204	211	201	616
	沿岸広域	本局	釜石市	60	58	43	161	72	87	0	159	588	689	0	1,277	720	834	43
大槌町			21	11	0	32	23	6	0	29	114	92	0	206	158	109	0	267
小計			81	69	43	193	95	93	0	188	702	781	0	1,483	878	943	43	1,864
宮古		宮古市	9	8	10	27	240	167	0	407	221	253	0	474	470	428	10	908
		山田町	2	1	0	3	0	8	0	8	11	3	0	14	13	12	0	25
		岩泉町	6	2	3	11	5	0	0	5	231	284	0	515	242	286	3	531
		田野畑村	0	0	0	0	0	0	0	0	10	1	0	11	10	1	0	11
		小計	17	11	13	41	245	175	0	420	473	541	0	1,014	735	727	13	1,475
大船渡		大船渡市	36	57	24	117	311	320	0	631	613	793	2	1,408	960	1,170	26	2,156
		陸前高田市	8	12	0	20	266	238	0	504	256	489	0	745	530	739	0	1,269
		住田町	12	11	2	25	192	136	0	328	501	673	0	1,174	705	820	2	1,527
		小計	56	80	26	162	769	694	0	1,463	1,370	1,955	2	3,327	2,195	2,729	28	4,952
県北広域	本局	久慈市	2	3	0	5	31	23	0	54	20	15	2	37	53	41	2	96
		普代村	0	0	0	0	9	8	0	17	8	2	0	10	17	10	0	27
		野田村	2	1	0	3	2	3	0	5	0	1	0	1	4	5	0	9
		洋野町	1	0	0	1	38	23	0	61	11	9	0	20	50	32	0	82
		小計	5	4	0	9	80	57	0	137	39	27	2	68	124	88	2	214
	二戸	二戸市	5	6	0	11	22	25	0	47	5	7	0	12	32	38	0	70
		軽米町	2	1	1	4	6	3	0	9	0	0	9	9	8	4	10	22
		九戸村	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	0	6	2	4	0	6
		一戸町	14	3	0	17	12	14	0	26	1	1	0	2	27	18	0	45
		小計	21	10	1	32	40	42	0	82	8	12	9	29	69	64	10	143
	合計	331	329	97	757	2,518	2,276	0	4,794	3,876	4,777	216	8,869	6,725	7,382	313	14,420	

岩手県内で捕獲された野生鳥獣肉の放射性物質検査結果【令和元年度分】

【ニホンジカ】 検査頭数:50 不検出又は基準値以下:47 基準値超過:3

No.	捕獲場所	メッシュNo.	捕獲日	測定日	測定値(単位:Bq/kg)		
					放射性セシウム		
					Cs-134	Cs-137	計
1	遠野市	B-732	令和1年5月1日	令和1年7月4日	<4.9	7.63	7.6
2	葛巻町	D-733	平成31年4月25日	令和1年7月4日	<4.1	<4.7	<8.8
3	葛巻町	D-733	平成31年4月25日	令和1年7月4日	<4.1	<2.9	<7.0
4	葛巻町	G-032	平成31年4月26日	令和1年7月4日	<4.9	<4.6	<9.5
5	宮古市	D-242	令和1年5月12日	令和1年7月4日	<4.4	22.6	23
6	宮古市	D-254	令和1年5月18日	令和1年7月5日	<3.6	<4.5	<8.1
7	宮古市	D-362	令和1年5月18日	令和1年7月4日	<3.3	<3.5	<6.8
8	平泉町	B-313	令和1年5月20日	令和1年7月4日	7.98	148	160
9	住田町	B-642	令和1年5月18日	令和1年7月5日	<4.9	11.7	12
10	一関市	B-332	令和1年6月2日	令和1年7月5日	<5.1	29.0	29
11	大槌町	D-063	令和1年6月7日	令和1年7月5日	<4.3	18.4	18
12	大槌町	D-063	令和1年6月7日	令和1年7月5日	<4.4	17.7	18
13	大槌町	D-063	令和1年6月7日	令和1年7月5日	<5.0	28.3	28
14	平泉町	B-313	令和1年6月5日	令和1年7月5日	19.9	244	260
15	大船渡市	B-563	令和1年5月3日	令和1年7月5日	<5.3	25.5	26
16	大船渡市	B-552	令和1年6月2日	令和1年7月8日	<5.0	25.5	26
17	滝沢市	D-511	令和1年6月23日	令和1年7月8日	<3.4	12.2	12
18	洋野町	G-451	令和1年6月20日	令和1年7月8日	<4.3	<4.8	<9.1
19	洋野町	G-451	令和1年6月22日	令和1年7月8日	<3.8	<4.3	<8.1
20	盛岡市	D-314	令和1年6月21日	令和1年7月8日	<4.9	<4.8	<9.7
21	盛岡市	D-414	令和1年6月27日	令和1年7月9日	<4.4	8.73	8.7
22	盛岡市	D-514	令和1年7月9日	令和1年11月11日	<5.0	6.0	6.0
23	奥州市	B-512	令和1年7月10日	令和1年11月13日	<4.1	21.0	21
24	住田町	B-544	令和1年6月21日	令和1年11月13日	<4.1	13.3	13
25	大船渡市	B-463	令和1年7月15日	令和1年11月18日	<3.7	10.7	11
26	陸前高田市	B-451	令和1年8月17日	令和1年11月18日	<4.5	52.9	53
27	陸前高田市	B-542	令和1年8月18日	令和1年11月19日	12.5	146	160
28	陸前高田市	B-532	令和1年8月18日	令和1年11月19日	<4.0	56.2	56
29	遠野市	D-044	令和1年8月21日	令和1年11月20日	<4.0	<3.5	<7.5
30	大船渡市	B-544	令和1年6月22日	令和1年11月21日	<4.6	4.8	4.8
31	二戸市	G-111	令和1年9月18日	令和1年11月21日	<3.7	<4.0	<7.7
32	洋野町	G-353	令和1年9月19日	令和1年11月21日	<4.3	<4.4	<8.7
33	釜石市	D-061	令和1年9月24日	令和1年11月21日	<3.9	13.1	13

岩手県内で捕獲された野生鳥獣肉の放射性物質検査結果【令和元年度分】

34	二戸市	G-111	令和1年9月25日	令和1年11月22日	<3.4	<4.7	<8.1
35	一関市	B-433	令和1年9月30日	令和1年11月21日	<5.0	21.0	21
36	一関市	B-531	令和1年10月1日	令和1年11月22日	<3.4	24.1	24
37	釜石市	D-062	令和1年9月29日	令和1年11月22日	<3.7	11.0	11
38	一関市	B-221	令和1年9月26日	令和1年11月22日	<3.6	17.7	18
39	釜石市	D-061	令和1年10月7日	令和1年11月22日	<4.3	16.4	16
40	遠野市	D-022	令和1年9月24日	令和1年11月25日	<3.8	7.5	7.5
41	岩泉町	D-653	令和1年10月18日	令和1年11月25日	<3.6	<4.8	<8.4
42	山田町	D-172	令和1年10月19日	令和1年11月27日	<3.9	52.9	53
43	岩手町	D-623	令和1年10月21日	令和1年11月27日	<3.0	8.0	8.0
44	岩泉町	D-664	令和1年10月27日	令和1年11月27日	<3.8	<3.7	<7.5
45	紫波町	D-211	令和1年10月10日	令和1年11月28日	<3.9	<3.6	<7.5
46	紫波町	D-221	令和1年10月15日	令和1年11月28日	<3.8	8.7	8.7
47	紫波町	D-223	令和1年10月28日	令和1年11月28日	<3.4	6.5	6.5
48	岩手町	G-021	令和1年11月3日	令和1年11月29日	<3.5	<4.9	<8.4
49	岩手町	D-721	令和1年11月9日	令和2年2月20日	<4.4	4.90	4.9
50	岩泉町	D-664	令和1年11月15日	令和2年2月20日	<3.4	<3.7	<7.1

注1 測定機関 ニホンジカ:(一社)岩手県薬剤師会検査センター

注2 測定機器 ゲルマニウム半導体検出器 注3 「測定値」欄の()内は検出限界値

注4 放射性セシウムの合計はセシウム134とセシウム137を合算して有効数字2桁に四捨五入したもの

(平成24年3月15日付け職安発0315第4号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知による)

※食品中の放射性セシウムの基準値 100 Bq/kg(H24.4.1以降)

ニホンジカ捕獲応援隊による地域ぐるみの取組 —岩手県遠野市—

人材

- 遠野市の平成25年度農作物被害額は約1億6,300万円、獣種別でみると98%がニホンジカによる被害。
- 実施隊員の高齢化によりわなの見回りが困難になり、農作物被害額が増加。
- 市内10地区に編成された実施隊班毎に、農家を中心としたニホンジカ捕獲応援隊を設置。
- 応援隊の設置4年後には、有害捕獲頭数が2倍以上、そのうち、わなによる捕獲頭数は約10倍まで増加。
- ニホンジカによる農作物被害額は平成25年度をピークに減少し、平成29年度は約半分（約7,900万円）まで減少。

遠野市の課題

- シカ対策として、平成24年度までは実施隊による捕獲活動と電気柵購入助成を実施。
 - 実施隊員の高齢化に伴い、わなの見回りも困難に。
- ⇒ 農作物被害額が年々増加。
25年度には1億6300万に。

獣種	被害額（千円）
シカ	1億5900万円
クマ	400万円

ニホンジカ捕獲応援隊の設置

- 県の「第11次鳥獣保護事業計画」における「狩猟免許を所持しない者が補助者として捕獲に従事できる」仕組みを基に、農家を中心としたニホンジカ捕獲応援隊を設置。
- 応援隊1人にくくりわなを1基貸し出し、応援隊の所有農地等に設置。
- わなの管理や見回りは応援隊員が実施し、止め刺しは実施隊員が実施。

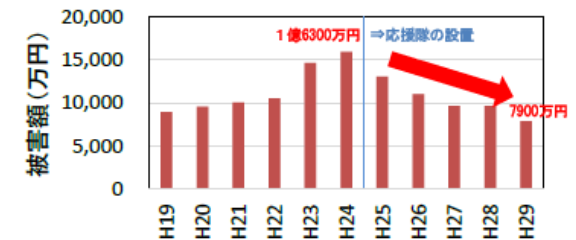
導入の効果

- 応援隊の設置により、有害捕獲頭数が2倍以上増加するとともに、わなによる捕獲が約10倍に増加。

年度	→ 応援隊設置後		
	H25	H26	H29
有害捕獲数(頭)	516	1,015	1,264
内わな捕獲数(頭)	85	485	847

約10倍に増加

- シカの農作物被害額は25年度をピークに減少、29年度は約半分まで減少。

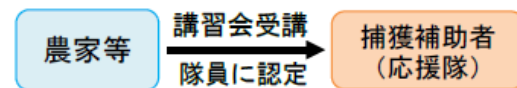


- 実施隊と応援隊の役割分担により、地域ぐるみによる捕獲を推進

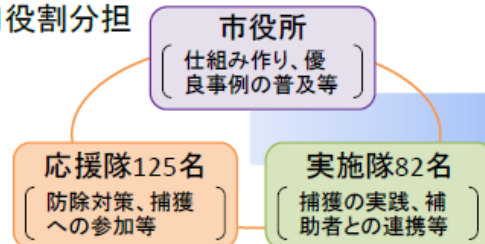
<ニホンジカ捕獲応援隊の仕組み>

■ 応援隊員の認定

市主催の安全講習会（年1回）を受講することで捕獲活動の一部へ参加可能に



■ 役割分担



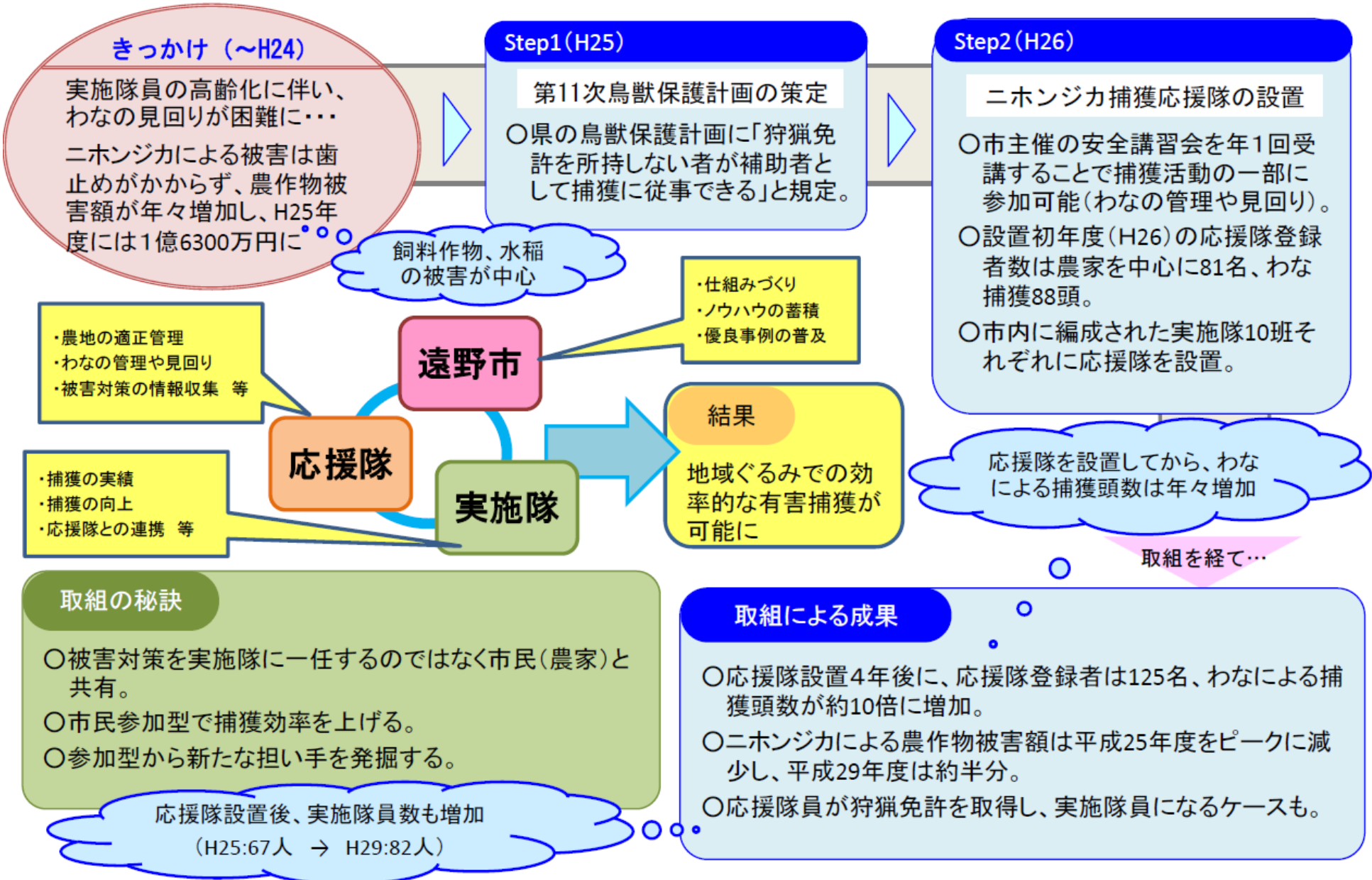
地域ぐるみでの効率的な有害捕獲が可能に

【今後の課題】

- 地区によっては、シカによる農作物被害額が増加したところもあり、より一層捕獲の強化を行っていきたい。

ニホンジカ捕獲応援隊による地域ぐるみの取組 —岩手県遠野市—

人材



糞塊法による生息状況調査結果

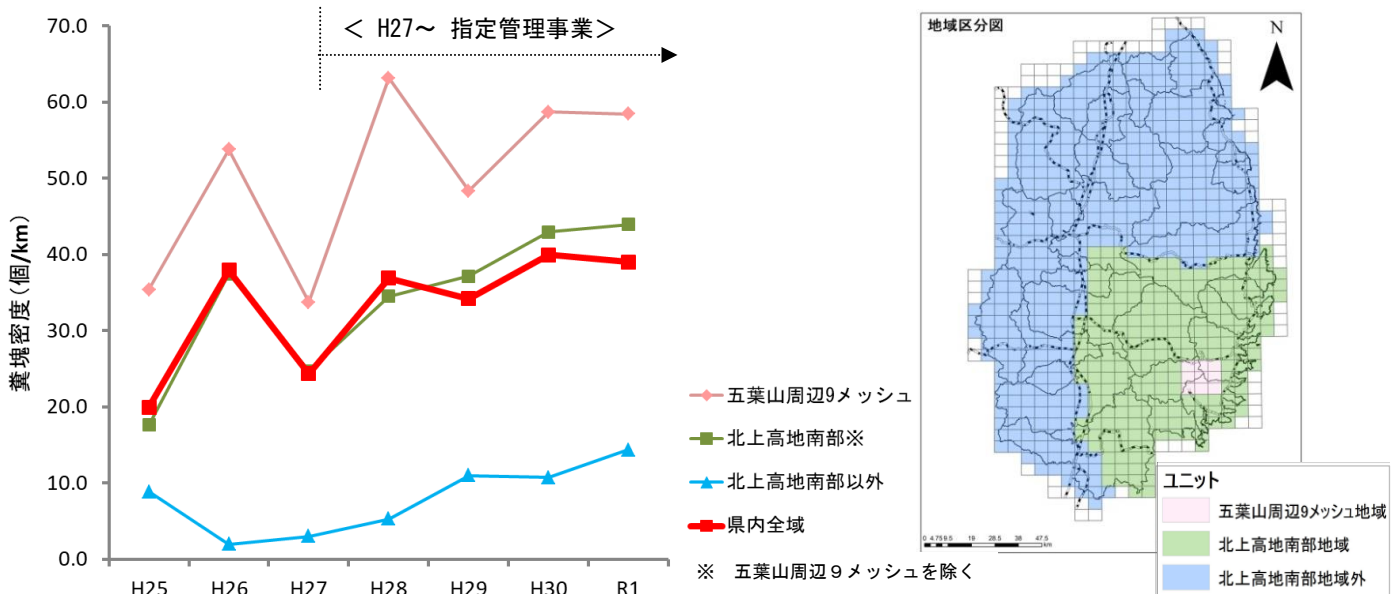
1 調査概要

ニホンジカの個体数の増減の指標とするため、1 km当たりの糞塊数（糞塊密度）を調査しているもの。平成 24 年度以前は五葉山周辺地域を調査していたものであるが、第4次シカ管理計画（H25～）に合わせて調査地点数を 50 箇所程度に増やし調査を行っている。

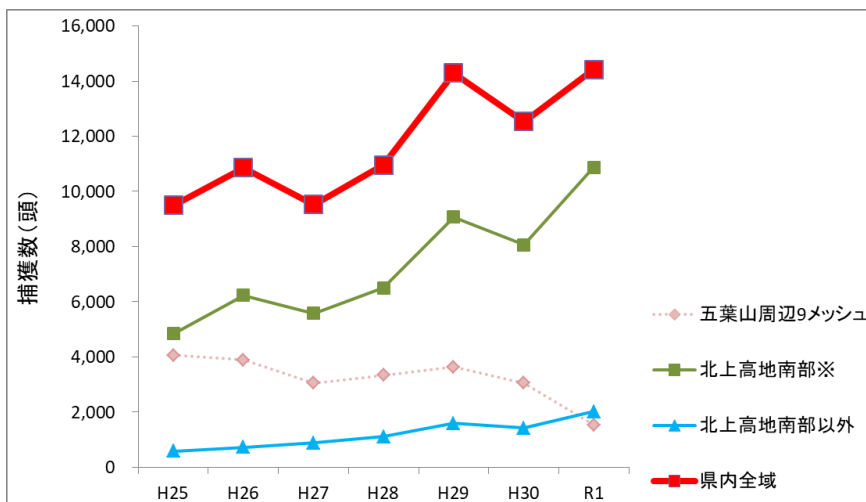
2 地域別の糞塊密度の推移

(単位: 個/km)

地域/年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
五葉山周辺9メッシュ	35.4	53.8	33.7	63.2	48.4	58.7	58.4
北上高地南部 (五葉山周辺9メッシュ地域を除く)	17.6	37.5	24.7	34.5	37.2	43.0	43.9
北上高地南部以外	8.9	2.0	3.0	5.3	11.0	10.7	14.3
県内全域 (平均)	20.0	37.9	24.4	36.9	34.2	40.0	39.0



(参考) 地域別の捕獲数の推移



【糞塊法の調査方法】
 調査区の尾根上の 2～3 km を踏査し、踏査線の左右 1 m、計 2 m 幅内のシカの糞塊数を記録するもの。
 調査結果は踏査距離 1 km あたりの糞塊数で表される。

令和元年度 野生鳥獣の生息状況等アンケート調査 集計結果概要（案）

1. アンケート調査の目的と回収状況

(1) 目的

農業集落ごとの野生鳥獣の生息状況や農業被害等を把握し、捕獲や防除対策等の資料とすることを目的とする。

(2) 調査対象者、調査方法及び対象動物

ア 調査対象者

調査対象者は、農業集落ごとの被害や生息状況を把握するため市町村から農業精通者等の提供を受けてリストを作成した。また、市町村から回答者リストの提供が困難である場合には、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者の一部を対象とした。

イ 調査方法

調査票によるアンケート調査（郵送法）

ウ 対象動物

- ・ イノシシ
- ・ ニホンジカ
- ・ ツキノワグマ
- ・ ハクビシン

(3) 配布及び回収数

発送した調査票は合計 1,550 通であり、回収した調査票は 1,132 通、集落名または行政区名が確認できた有効回答は 1,127 通で、有効回答率は 72.7%であった。そのうち、記入者の住所が特定できた回答は 1,027 通で、有効回答のうちの 91.1%だった。

住所が特定できた回答の位置図を図 1 に示す。

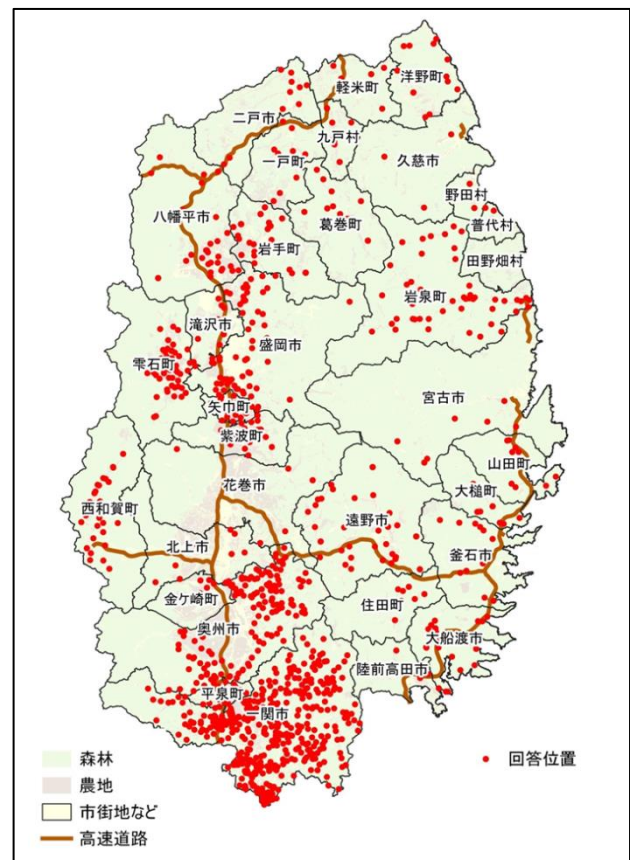


図 1 回答の位置図

2. 集落の状況

(1) 集落の農家戸数

集落の農家戸数についての回答を図 2-1 に示す。

回答は、「10 戸以下」、「10～30 戸」、「30 戸以上」の 3 つからの選択形式とした。

集落の農家戸数は、「30 戸以上」が最も多く (55%)、次いで「10～30 戸」(38%) の順であった。

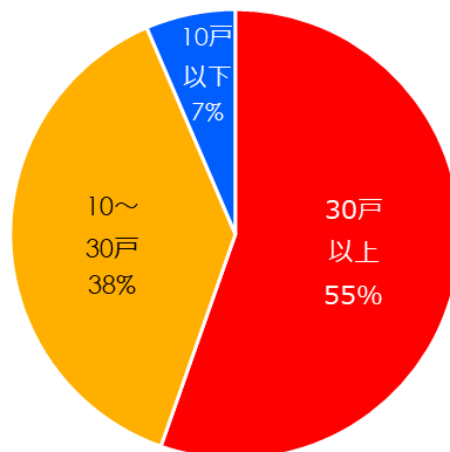


図 2-1 集落の農家戸数

(2) 寄合などの頻度

寄合などの頻度についての回答を図 2-2 に示す。

回答は、寄合などの回数を数字で記入し、年間「1 回以上 5 回未満」、「5 回以上 10 回未満」、「10 回以上 15 回未満」、「15 回以上」の 4 段階に分けて集計した。

寄合の頻度は、「年間 1 回以上 5 回未満」が最も多く (41%)、次いで「5 回以上 10 回未満」(31%) の順であった。

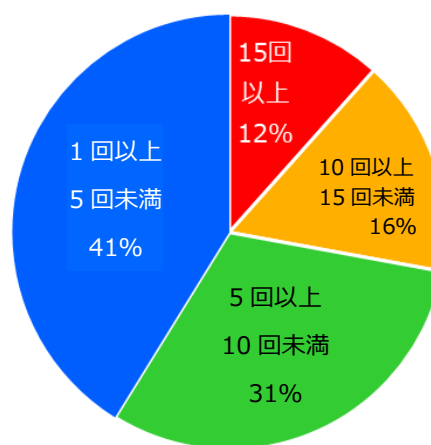


図 2-2 寄合などの頻度

(3) 集落で行っている共同活動

集落で行っている共同活動についての回答を図 2-3 に示す。

集落で行っている共同活動は「道路の草刈り」が最も多く (87.7%)、次いで「集会所やお宮の草刈り、掃除」(83.3%) が多かった。なお、「鳥獣害対策等の研修会」は 5.7% と低かった。

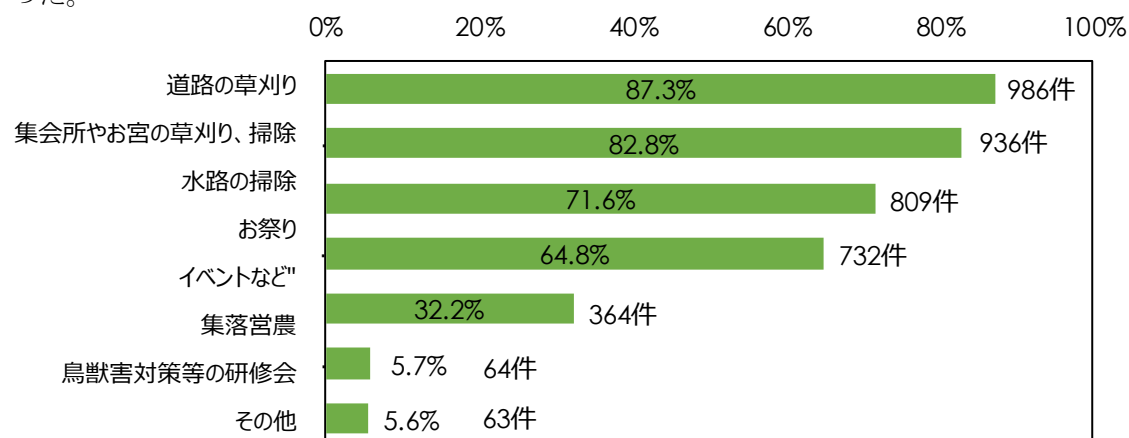
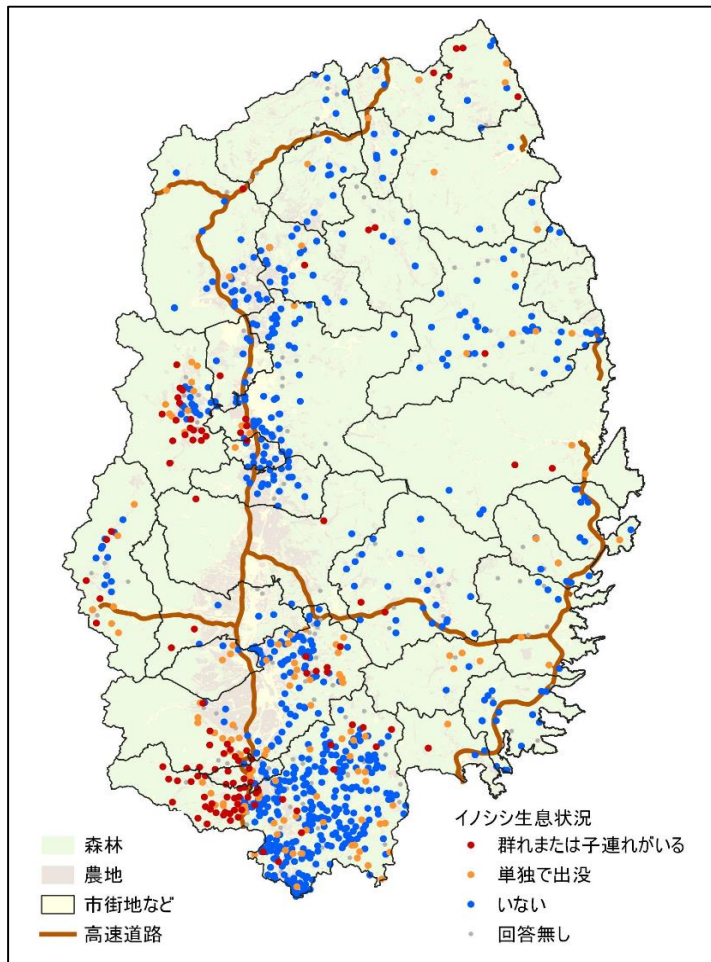


図 2-3 集落で行っている共同活動

3. イノシシについて

(1) 生息状況



回答件数：957件

回答	件数	割合
群れまたは子連れがいる	115件	12.0%
単独で出没	129件	13.5%
いない	713件	74.5%

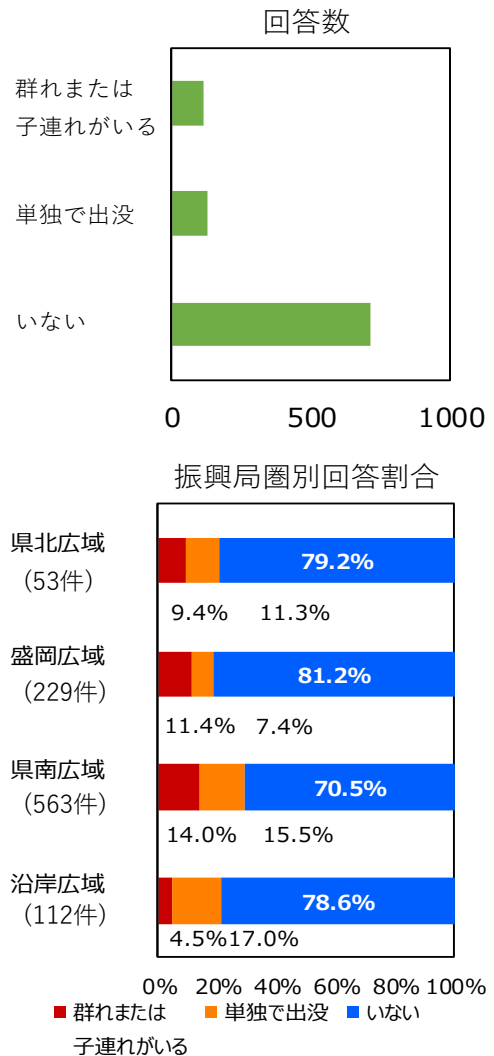


図 3-1 イノシシの生息状況

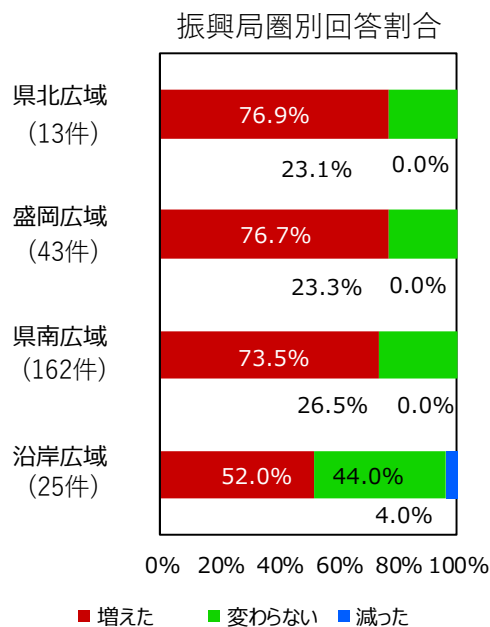
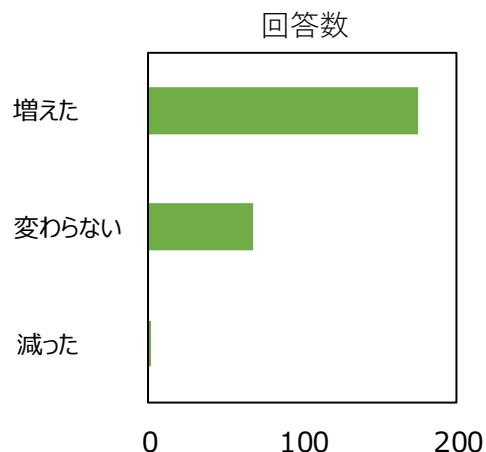
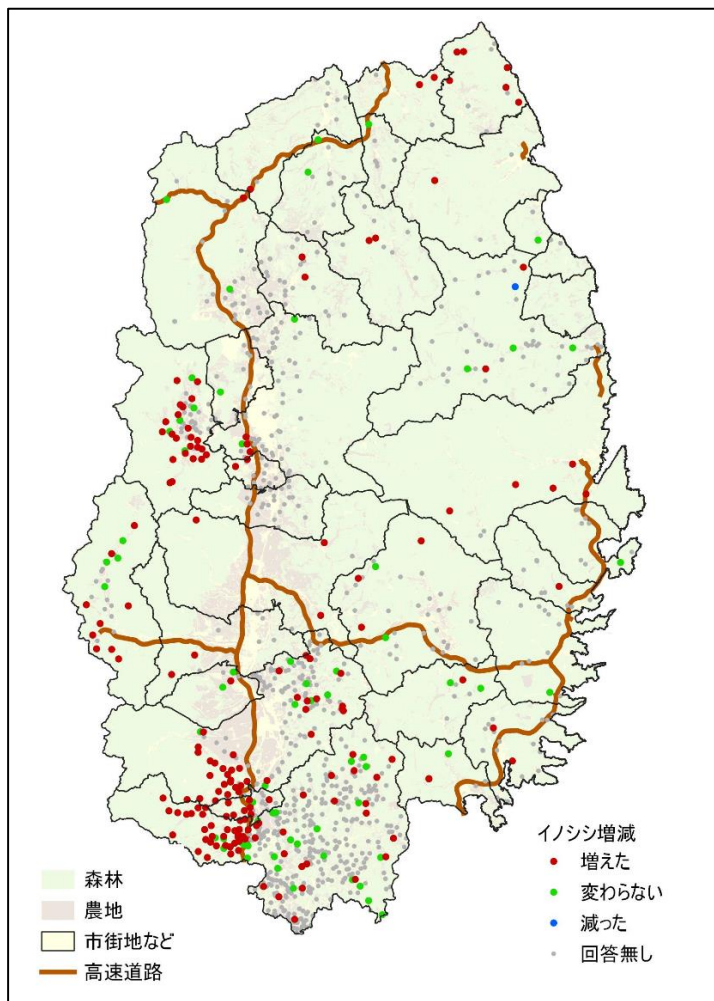
イノシシの生息状況についての回答（回答数 957 件）を図 3-1 に示す。

回答は、「群れまたは子連れがいる」、「単独で出没」、「いない」の3段階とした。

県全体では「いない」の回答が多いが（74.5%）、「群れまたは子連れがいる」や「単独で出没」の回答も散見され、県全域での生息が見られる。また、東北自動車道の西側において「群れまたは子連れがいる」との回答が多く見られ、これらの地域ではイノシシが定着している可能性が高い。

圏域別に見ると、県南広域圏では、「群れまたは子連れがいる」と回答した割合が他の圏域に比べて高くなっている（14.0%）。

(2) 出没の増減



回答件数：243件

回答	件数	割合
増えた	175件	72.0%
変わらない	67件	27.6%
減った	1件	0.4%

図 3-2 イノシシの頭数の増減

3年前と比較したイノシシの頭数の増減についての回答（回答数 243 件）を図 3-2 に示す。

回答は、「増えた」、「変わらない」、「減った」の3段階とした。

県全体では、頭数が「増えた」との回答が多く（72.0%）、圏域別に見ても県北、盛岡、県南広域圏を中心に「増えた」で回答した割合が7割を超えている。

※ 「(2)出没の増減」以降の調査は、「(1) 生息状況」の回答項目で「いない」以外の回答を対象として集計したものである。

(3) 農業被害

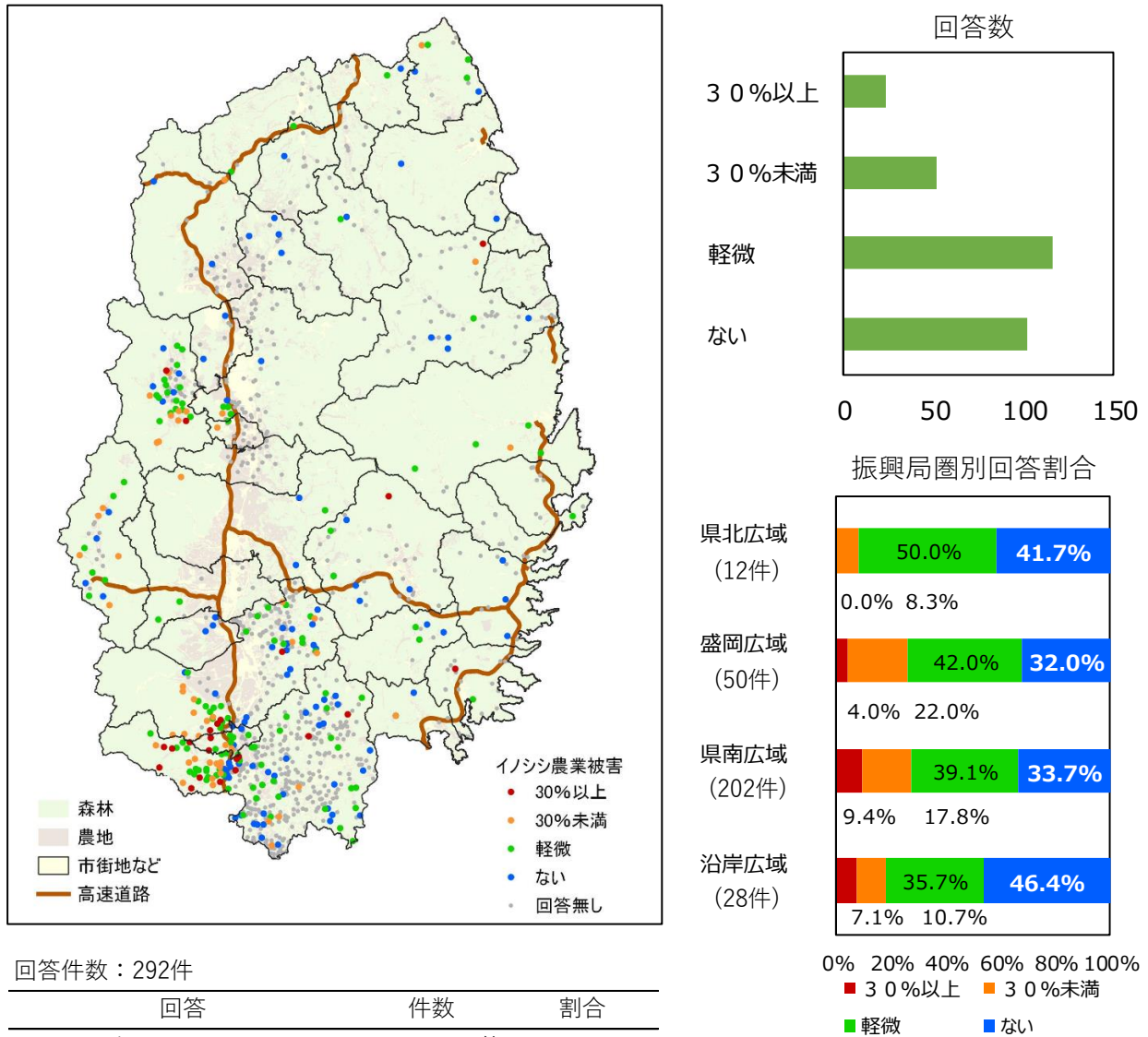


図 3-3 イノシシによる農業被害の程度

イノシシによる農業被害の程度についての回答（回答数 292 件）を図 3-3 に示す。

回答は、農作物の本来の生産量を 100%として、被害が「30%以上」、「30%未満」、「軽微」、「ない」の 4 段階とした。

県全体では、被害の程度について「軽微」との回答が多く（39.7%）、次いで「ない」となっているが、「30%未満」や「30%以上」の地域も散見される。

圏域別の農業被害の程度について、「30%以上」と「30%未満」の回答を合わせた割合で見ると、盛岡広域圏と県南広域圏が他の圏域に比べて高くなっている。

(4) 取り組んでいる防除対策と効果

取り組んでいる防除対策とその効果について図 3-4 に示す。また、複数の防除対策を組み合わせで行っている場合についてもあわせて集計した。

単独の防除対策は「防護柵」(72 件) との回答が最も多く、次いで「捕獲」(64 件)、「やぶ刈払い」(60 件) の順となっている。

対策別の効果については、「防護柵」を効果ありとした回答割合が約 6 割と最も高く、「捕獲」について効果ありとした割合は約 3 割となっている。

複数の防除対策の組み合わせとしては、「防護柵+捕獲」(29 件) と「防護柵+刈払い」(29 件) が多く行われており、組み合わせ対策の中では、「防護柵+捕獲」の効果が高い結果となっている。

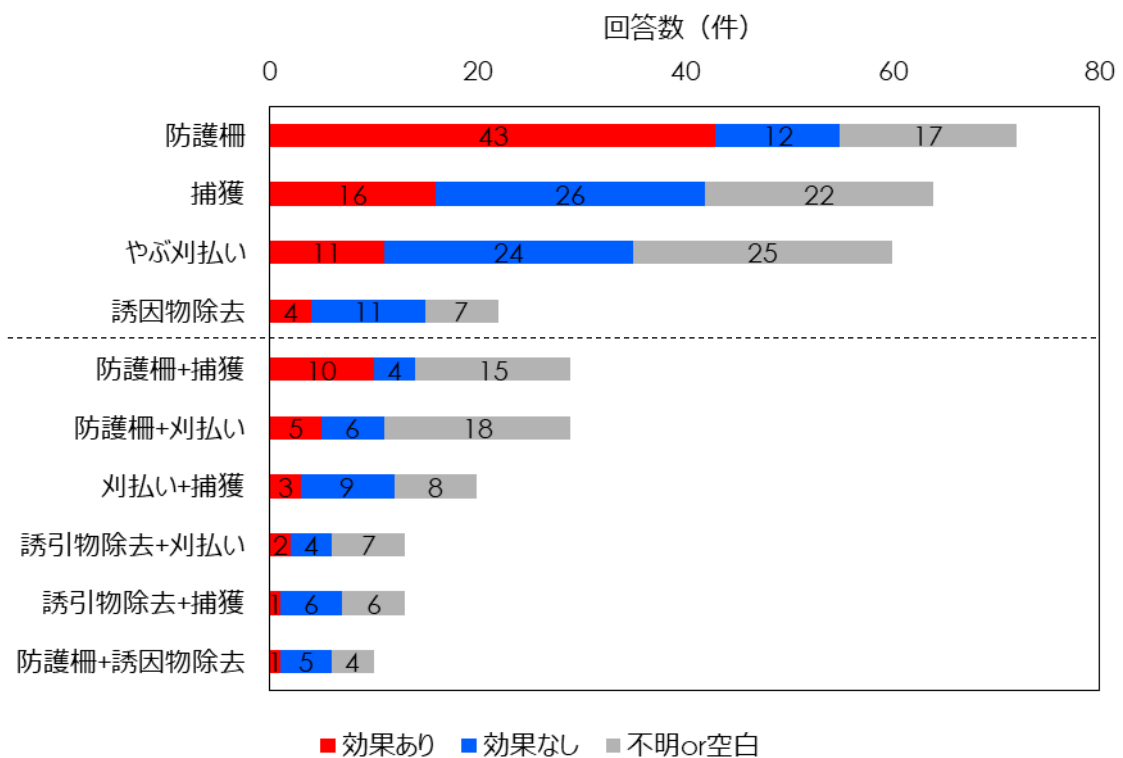
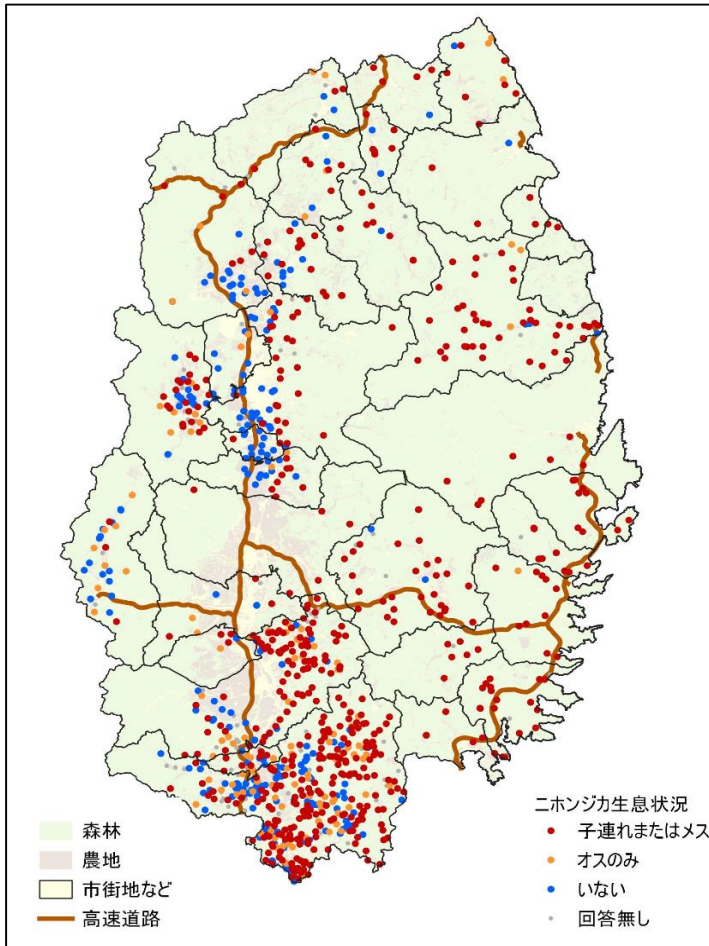


図 3-4 取り組んでいる防除対策と効果

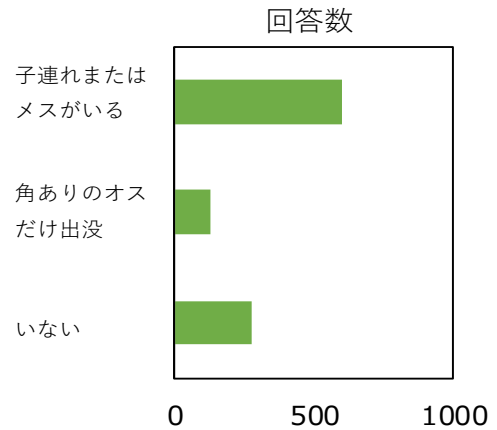
4. ニホンジカについて

(1) 生息状況

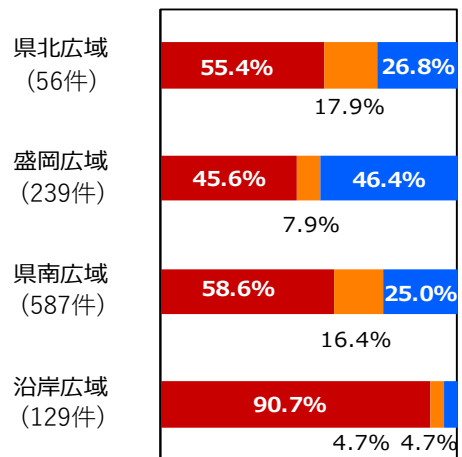


回答件数：1011件

回答	件数	割合
子連れまたはメスが いる	601件	59.4%
角ありのオス だけ出沒	131件	13.0%
いない	279件	27.6%



振興局圏別回答割合



0% 20% 40% 60% 80% 100%

■ 子連れまたはメスが
いる ■ 角ありのオス
だけ出沒 ■ いない

図 4-1 ニホンジカの生息状況

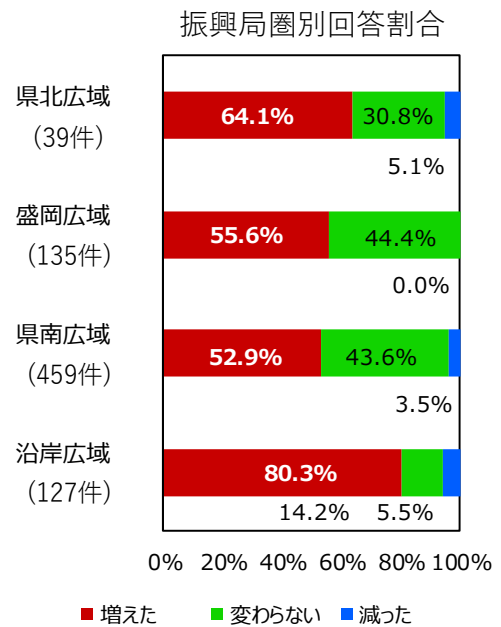
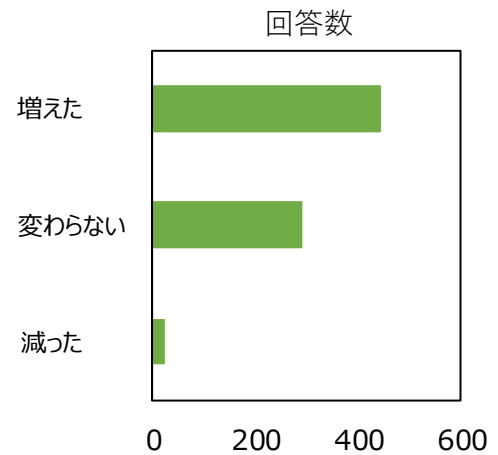
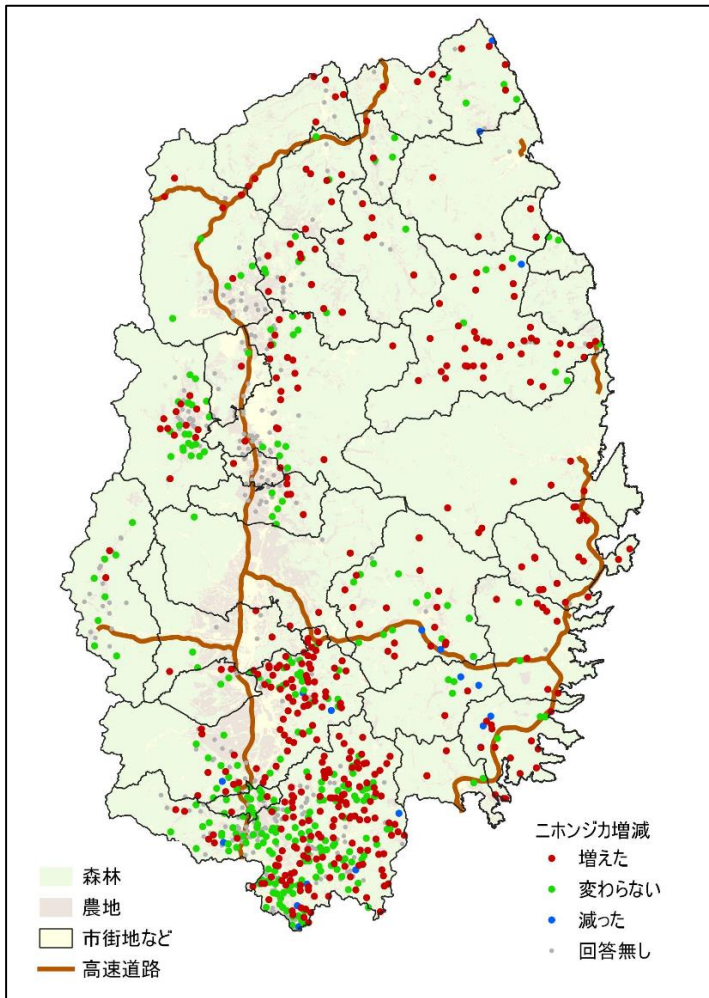
ニホンジカの生息状況についての回答（回答数 1,011 件）を図 4-1 に示す。

回答は、「子連れまたはメスがいる」、「角ありのオスだけ出沒」、「いない」の3段階とした。

県全体では「子連れまたはメスがいる」との回答が多く（59.4%）、次いで「いない」の順になっている（27.6%）。「子連れまたはメスがいる」と「角ありのオスだけ出沒」の回答を合わせると全体の7割以上を占め、ほぼ全域にわたり生息が確認されている。

圏域別に見ると、沿岸広域圏では、「子連れまたはメスがいる」と回答した割合が9割を占め他の圏域に比べて高く、県北広域圏や県南広域圏でも5割を超えている。

(2) 出没の増減



回答件数：760件

回答	件数	割合
増えた	445件	58.6%
変わらない	290件	38.2%
減った	25件	3.3%

図 4-2 ニホンジカの頭数の増減

3年前と比較したニホンジカの頭数の増減についての回答（回答数760件）を図4-2に示す。

回答は、「増えた」、「変わらない」、「減った」の3段階とした。

県全体では、頭数が「増えた」との回答が多く（58.6%）、次いで「変わらない」の順となっている（38.2%）。

圏域別に見ると、沿岸広域圏では、「増えた」と回答した割合が他の圏域に比べて高くなっている（80.3%）。

※ 「(2) 出没の増減」以降の調査は、「(1) 生息状況」の回答項目で「いない」以外の回答を対象として集計したものである。

(3) 農業被害

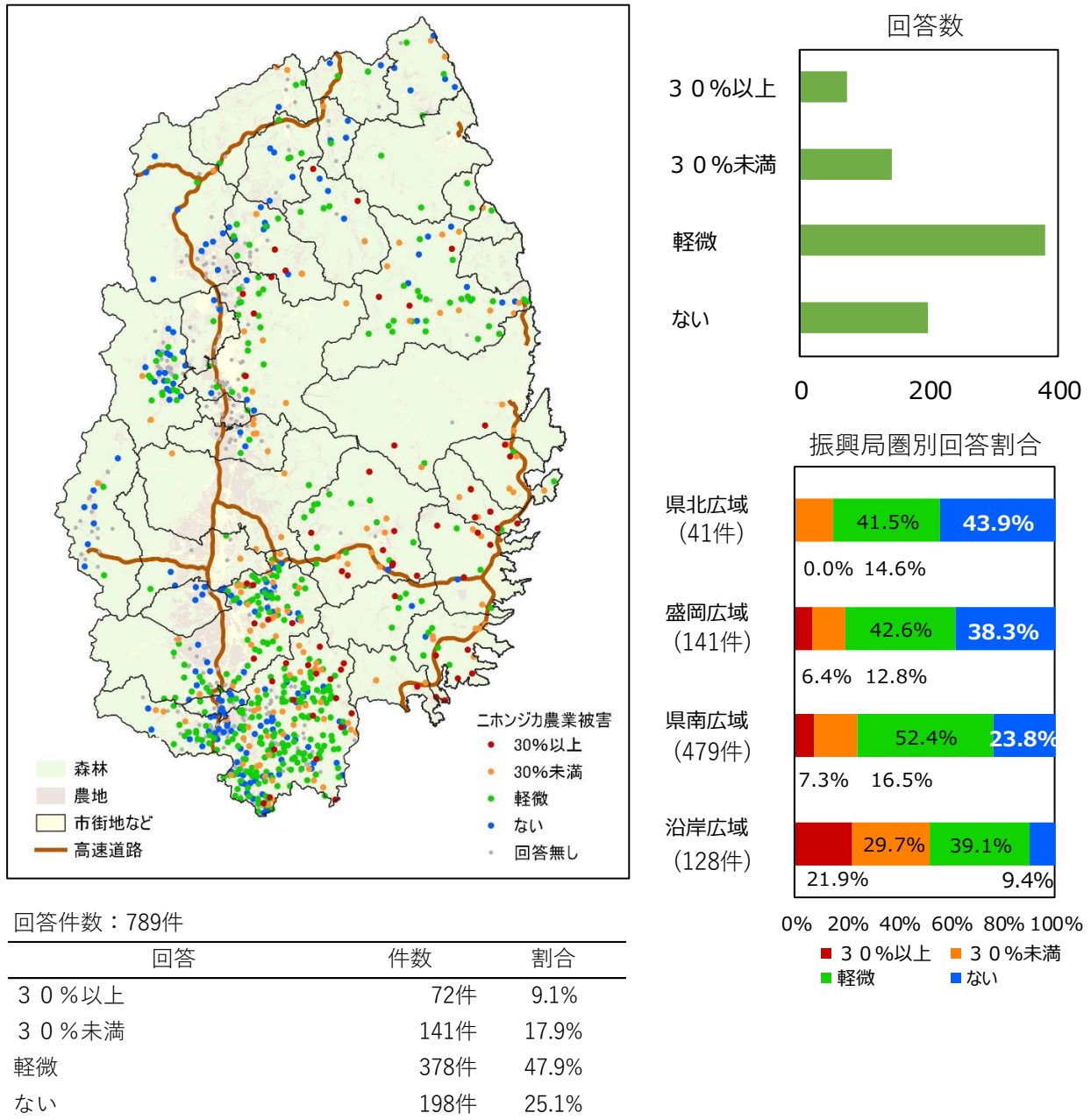


図 4-3 ニホンジカによる農業被害の程度

ニホンジカによる農業被害の程度についての回答（回答数 789 件）を図 4-3 に示す。

回答は、農作物の本来の生産量を 100%として「30%以上」、「30%未満」、「軽微」、「ない」の 4 段階とした。

県全体では、農業被害について「軽微」との回答が多く（47.9%）、次いで「ない」（25.1%）、「30%未満」（17.9%）の順となっている。

圏域別の農業被害の程度について、「30%以上」と「30%未満」の回答を合わせた割合で見ると、沿岸広域圏における農業被害が他の圏域に比べて高くなっている（51.6%）。

(4) 取り組んでいる防除対策と効果

取り組んでいる防除対策とその効果について、図 4-4 に示す。また、複数の防除対策を組み合わせで行っている場合についてもあわせて集計した。

単独の防除対策は「防護柵」(301 件)との回答が多く、次いで「やぶ刈払い」(160 件)、「捕獲」(155 件)の順となっている。

対策別の効果については、「防護柵」を効果ありとした回答割合が約 7 割と最も高く、「捕獲」について効果ありとした割合は約 5 割となっている。

複数の防除対策の組み合わせとしては、「防護柵+捕獲」が多く行われており(95 件)、組み合わせ対策の中では、効果ありと回答した割合が最も高くなっている。

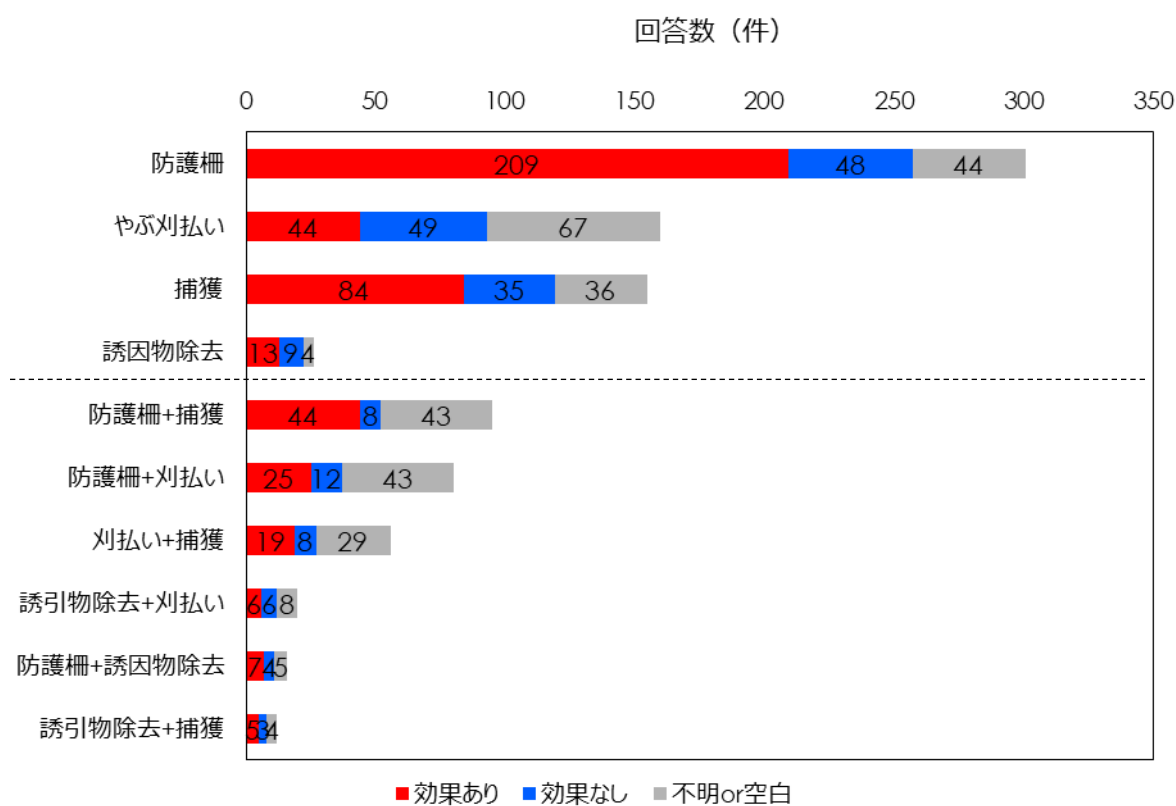


図 4-4 実施している防除対策とその効果

5. ツキノワグマについて

(1) 生息状況

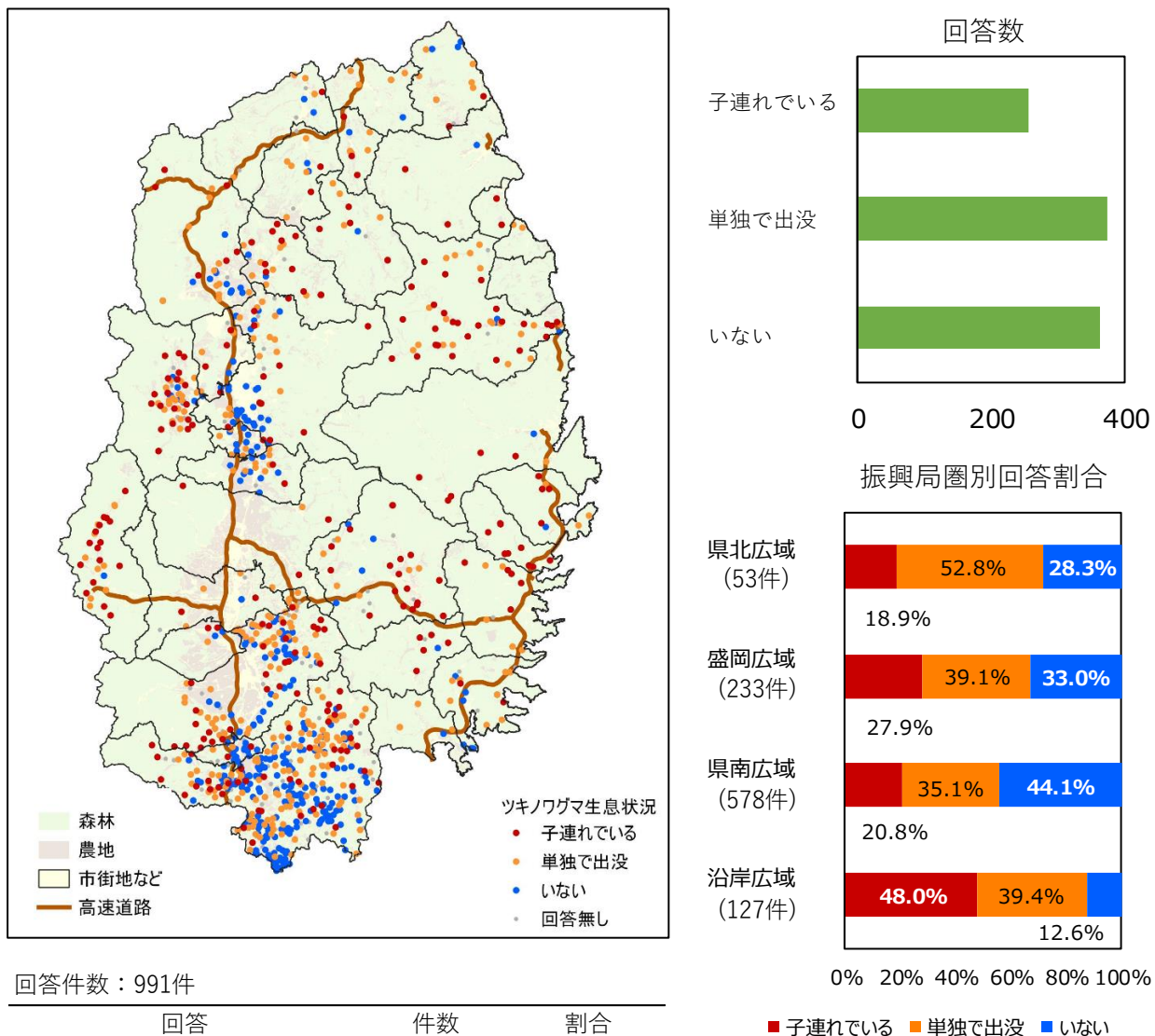


図 5-1 ツキノワグマの生息状況

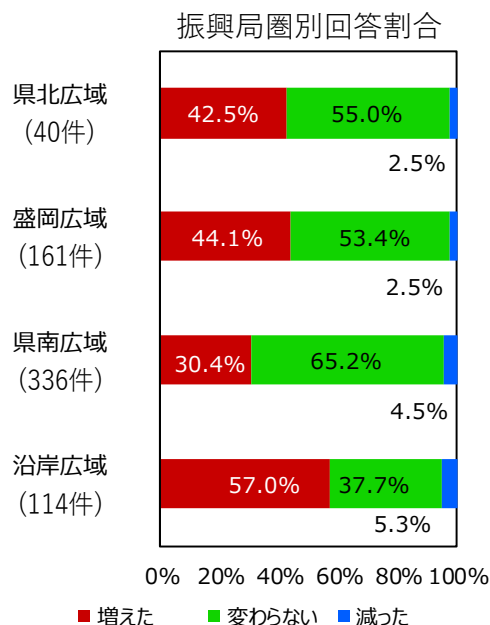
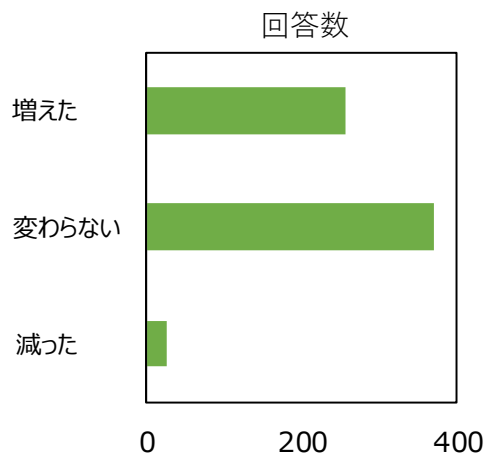
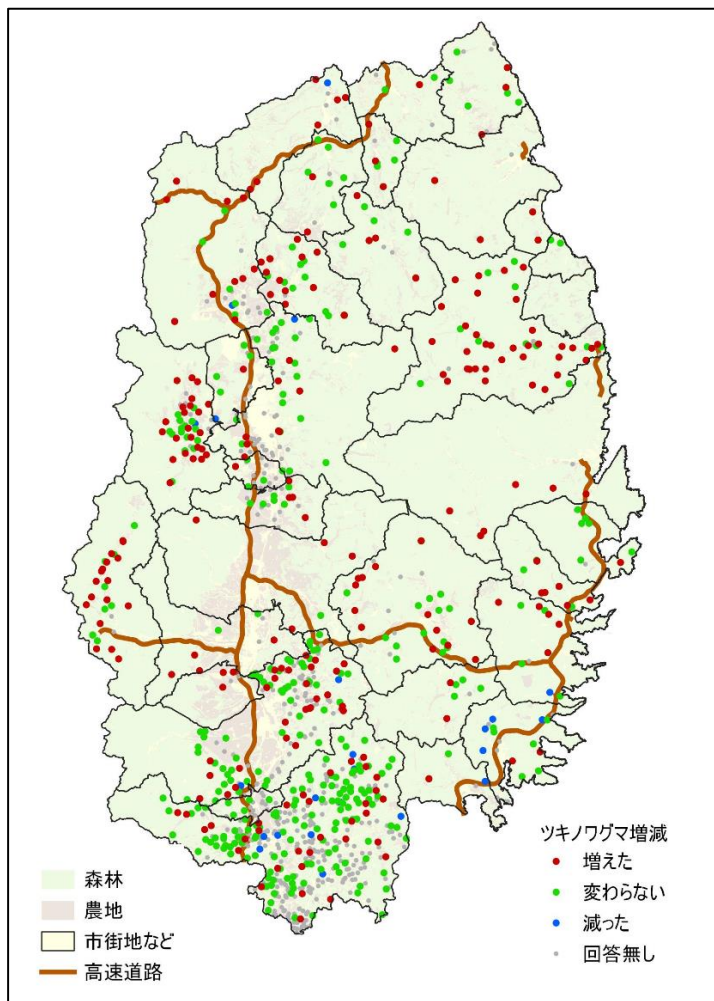
ツキノワグマの生息状況についての回答（回答数 991 件）を図 5-1 に示す。

回答は、「子連れでいる」、「単独で出沒」、「いない」の3段階とした。

県全体では、「単独で出沒」との回答が最も多く（37.5%）、次いで「いない」（36.6%）、「子連れでいる」（25.8%）の順となっている。

圏域別に見ると、沿岸広域圏では、「子連れでいる」と回答した割合が他の圏域に比べて高くなっている（48.0%）。

(2) 出没の増減



回答件数：651件

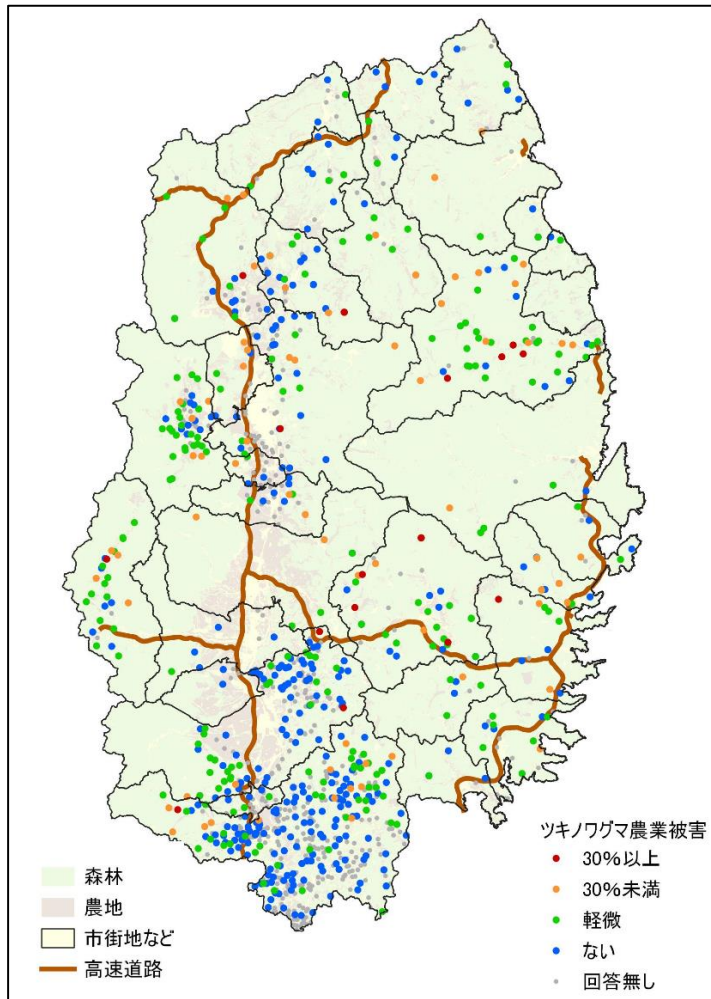
回答	件数	割合
増えた	255件	39.2%
変わらない	370件	56.8%
減った	26件	4.0%

図 5-2 ツキノワグマの頭数の増減

3年前と比較したツキノワグマの頭数の増減についての回答（回答数 651 件）を図 5-2 に示す。回答は、「増えた」、「変わらない」、「減った」の3段階とした。県全体では、「変わらない」との回答が多く（56.8%）、次いで「増えた」の順となっている（39.2%）。圏域別に見ると、沿岸広域圏では、「増えた」と回答した割合が他の圏域に比べて高くなっている（57.0%）。

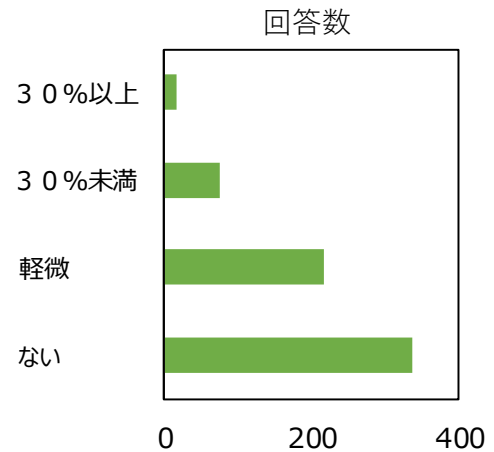
※ 「(2)出没の増減」以降の調査は、「(1) 生息状況」の回答項目で「いない」以外の回答を対象として集計したものである。

(3) 農業被害

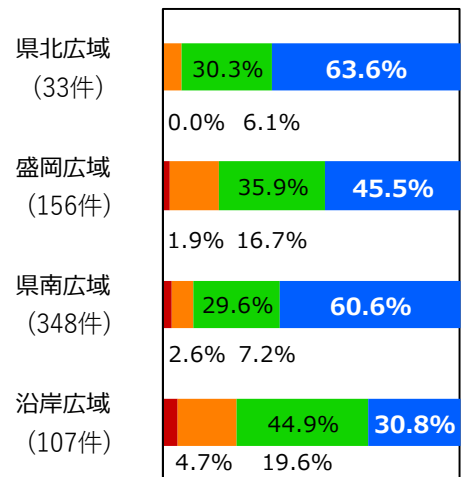


回答件数：644件

回答	件数	割合
30%以上	17件	2.6%
30%未満	74件	11.5%
軽微	217件	33.7%
ない	336件	52.2%



振興局圏別回答割合



0% 20% 40% 60% 80% 100%

■ 30%以上 ■ 30%未満
■ 軽微 ■ ない

図 5-3 ツキノワグマによる農業被害の程度

ツキノワグマによる農業被害の程度についての回答（回答数 644 件）を図 5-3 に示す。

回答は、農作物の本来の生産量を 100%として「30%以上」、「30%未満」、「軽微」、「ない」の 4 段階とした。

県全体では、被害の程度について「ない」との回答が多く（52.2%）、次いで「軽微」となっているが、「30%未満」や「30%の以上」の地域も散見される。

圏域別の農業被害の程度について「30%以上」と「30%未満」の回答を合わせた割合で見ると、沿岸広域圏が他の圏域に比べて高くなっている（24.3%）。

(4) 取り組んでいる防除対策と効果

取り組んでいる防除対策とその効果について図 5-4 に示す。また、複数の防除対策を組み合わせで行っている場合についてもあわせて集計した。

単独の防除対策は「防護柵」(161 件)との回答が最も多く、次いで「捕獲」(127 件)、「追い払い」(45 件)、「誘引物除去」(44 件)の順となっている。

対策別の効果については、「防護柵」を効果ありとした回答割合が5割以上と最も高く、「捕獲」について効果ありとした割合は5割以上となっている。

複数の防除対策の組み合わせとしては、「防護柵+捕獲」(44 件)が多く行われており、組み合わせ対策の中では、効果ありと回答した割合が最も高くなっている。

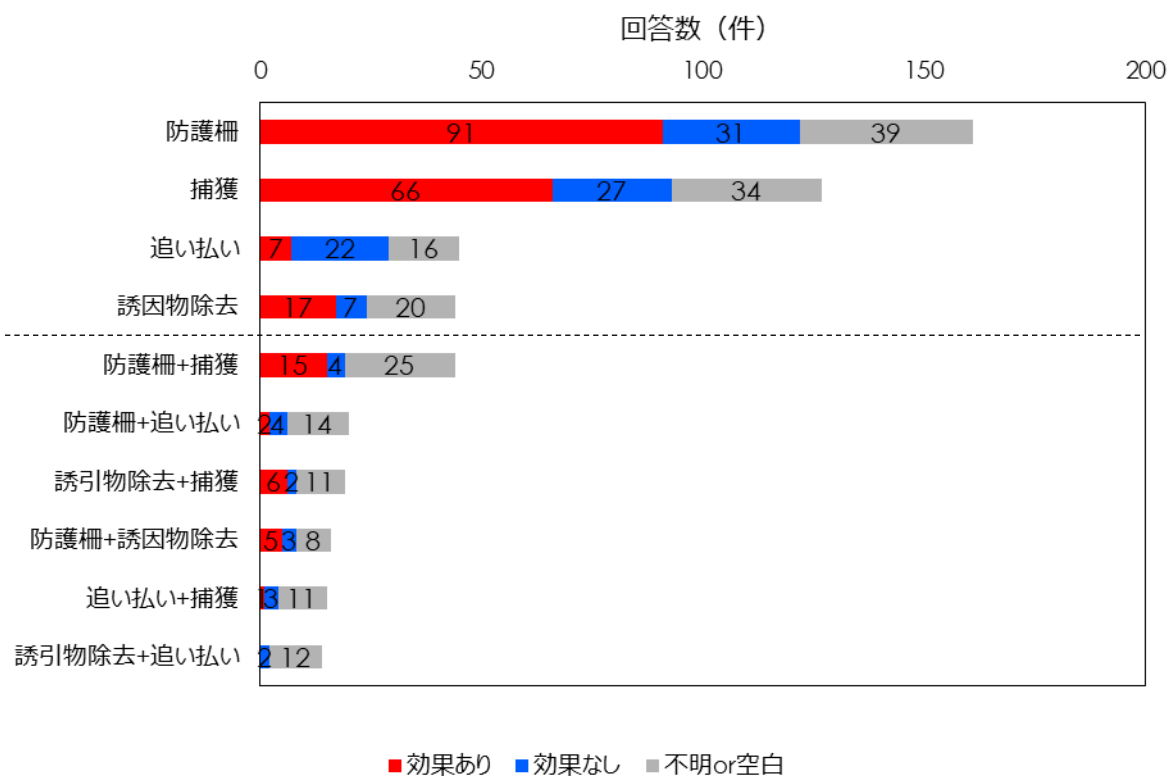


図 5-4 実施している防除対策とその効果

6. ハクビシンについて

(1) 生息状況

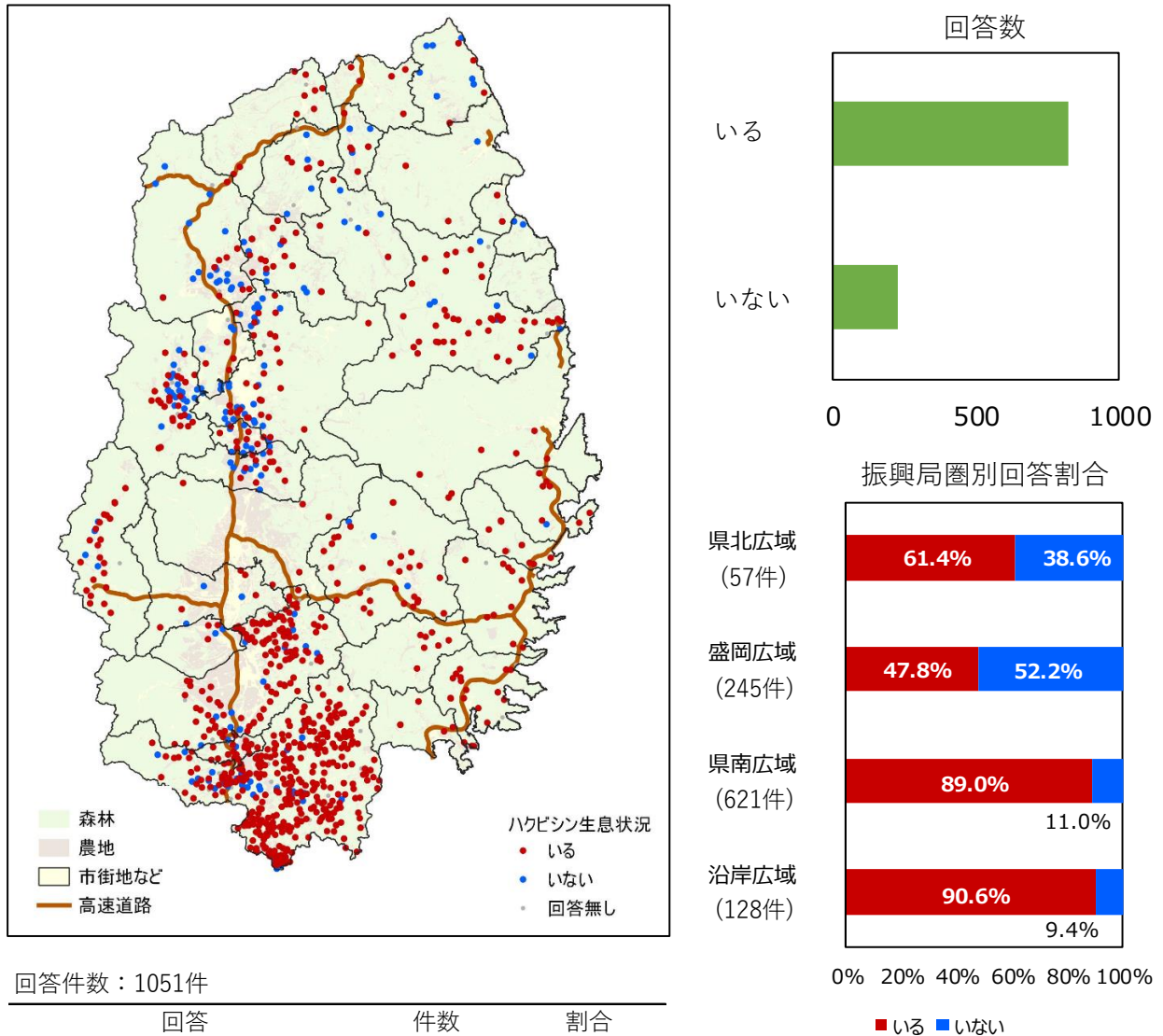


図 6-1 ハクビシンの生息状況

ハクビシンの生息状況についての回答（1,051件）を図 6-1 に示す。

回答は、「いる」、「いない」の2段階とした。

県全体では「いる」の回答が多く、全体の約8割を占めている。

圏域別に見ると、県南広域圏と沿岸広域圏では、「いる」と回答した割合が他の圏域に比べて高くなっている。

(2) 出没の増減

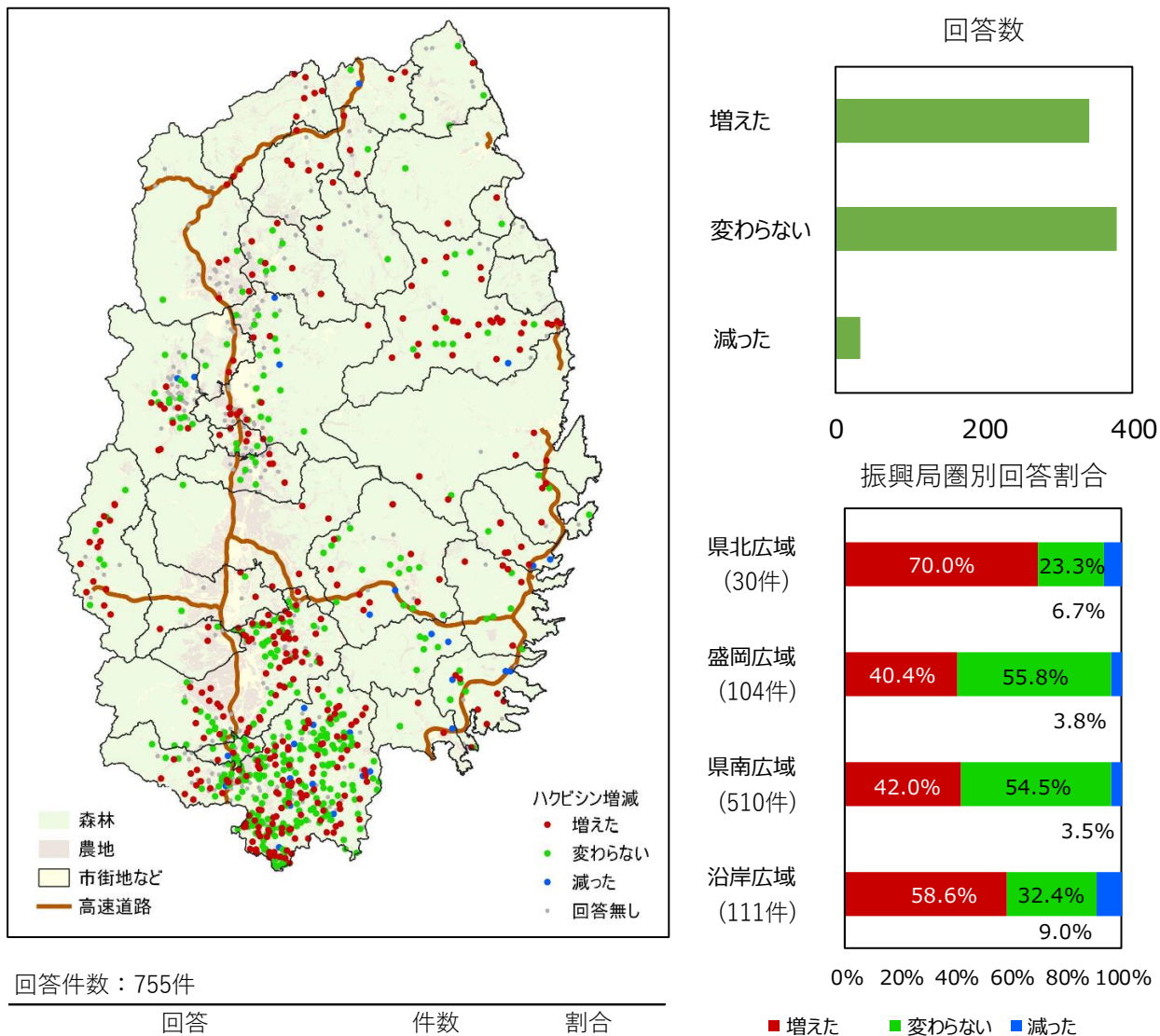


図 6-2 ハクビシンの頭数の増減

3年前と比較したハクビシンの頭数の増減についての回答（回答数 755 件）を図 6-2 に示す。回答は、「増えた」、「変わらない」、「減った」の3段階とした。県全体では、頭数が「変わらない」（50.2%）と「増えた」（45.3%）の回答が多い。圏域別に見ると、県北広域圏と沿岸広域圏では、「増えた」と回答した割合が他の圏域に比べて高くなっている。

※ 「(2) 出没の増減」以降の調査は、「(1) 生息状況」の回答項目で「いない」以外の回答を対象として集計したものである。

(3) 農業被害

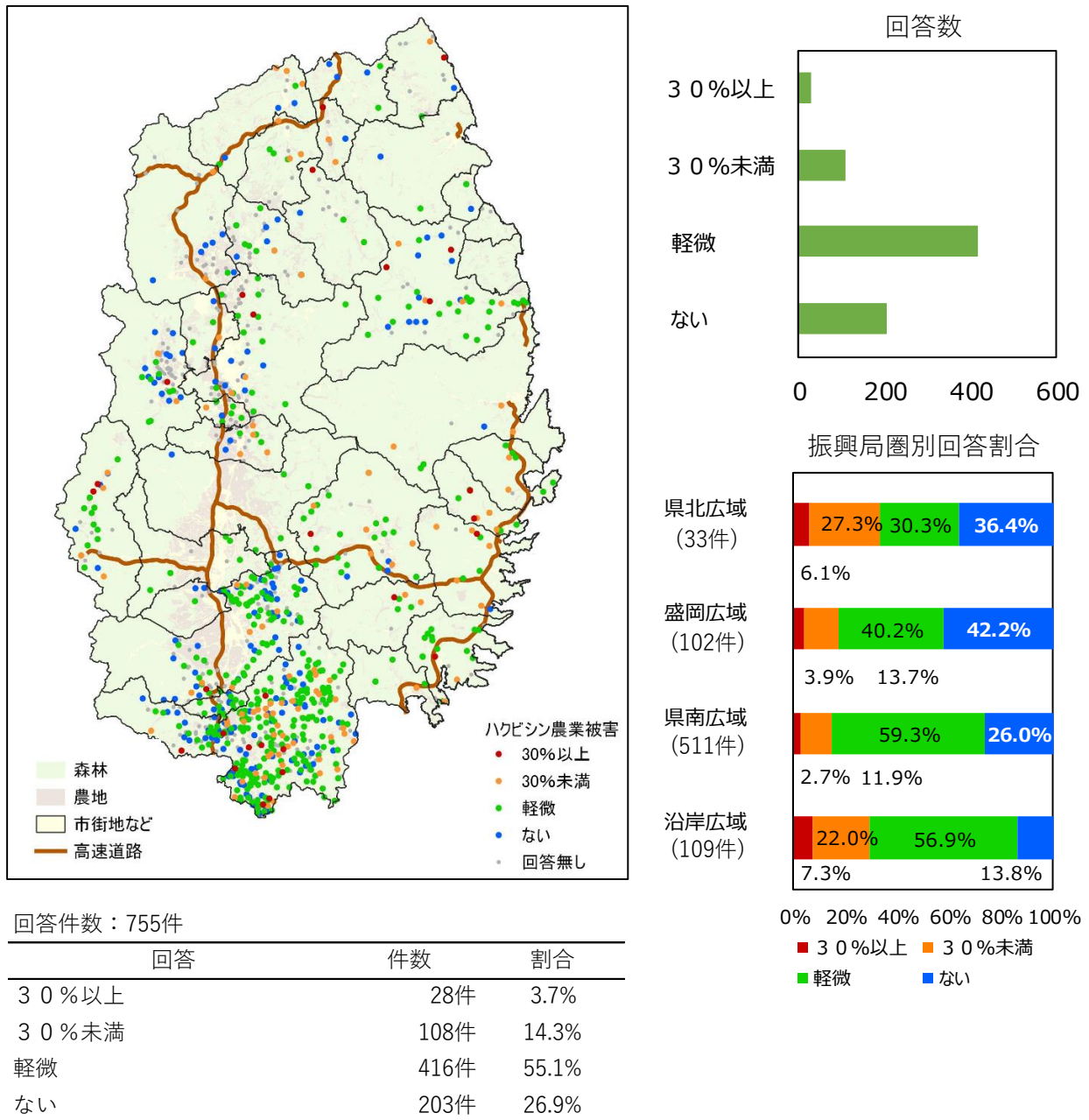


図 6-3 ハクビシンによる農業被害の程度

ハクビシンによる農業被害の程度についての回答（回答数 755 件）を図 6-3 に示す。

回答は、農作物の本来の生産量を 100% として、被害が「30%以上」、「30%未満」、「軽微」、「ない」の 4 段階とした。

県全体では、農業被害について「軽微」の回答が多く（55.1%）、次いで「ない」（26.9%）、「30%未満」（14.3%）の順となっている。

圏域別に見ると、県北広域圏と沿岸広域圏では、「30%以上」と「30%未満」を合わせた回答割合が他の圏域に比べて高くなっている。

(4) 取り組んでいる防除対策と効果

取り組んでいる防除対策とその効果について図 6-4 に示す。また、複数の防除対策を組み合わせで行っている場合についてもあわせて集計した。

単独の防除対策は「捕獲」(243 件) との回答が最も多く、次いで「防護柵」(223 件) の順となっている。

対策別の効果については、「捕獲」を効果ありとした回答割合が 5 割以上と最も高く、「防護柵」について効果ありとした割合は 4 割以上となっている。

複数の防除対策の組み合わせとしては、「防護柵+捕獲」(72 件) が多く行われており、組み合わせ対策の中では、効果ありと回答した割合が最も高くなっている。

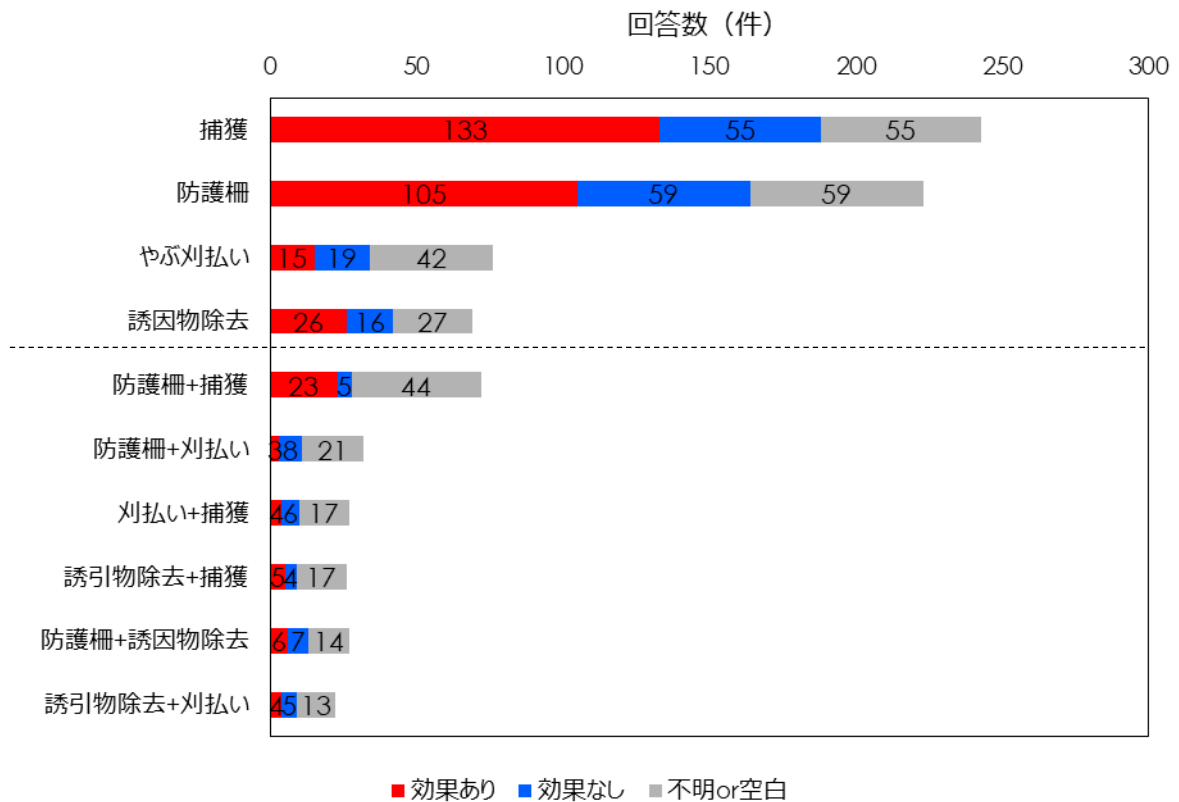


図 6-4 実施している防除対策とその効果

基本評価シート（ニホンジカ）

（岩手県環境生活部自然保護課）

基本評価シート（ニホンジカ）

1. 事業の基本情報

事業名（※1）	指定管理鳥獣捕獲等事業		
都道府県名	岩手県	担当者部・係名	環境生活部自然保護課
担当者名	澤口	担当者連絡先	019-629-5371
捕獲実施事業者	公益社団法人岩手県猟友会 (認定を受けている) 受けていない)	予算額（※2）	125,688,000円
		予算額の内捕獲に要する経費（※3）	123,104,300円

（※1） 交付金を用いて実施した事業名を記入。複数ある場合は、事業件名ごとに記入。

（※2） 予算額は、交付金の対象となる指定管理鳥獣捕獲等事業の全体予算を記入する。

（※3） 予算額の内、捕獲に要する経費は、平成28年度から適用される交付金所要額調書様式1-2「2指定管理鳥獣の捕獲等」の内訳を記入。その他にも、捕獲に要する経費がある場合は、別途加算する。

○令和元年度における生息等の状況及びこれまでの個体群管理の取組み

〈指定管理鳥獣捕獲等事業の実績〉

事業目標 (目標頭数などの数値目標)	実施結果	
	捕獲頭数	目標達成率
6,910頭 (県内全域 6,410頭、早池峰 500頭)	4,794頭 (県内全域 4,742頭、早池峰 52頭)	69%

〈生息等の状況及びその他の捕獲実績〉

推定生息頭数	特定計画管理目標	目標生息頭数
約 40,000 頭 (H24 年度末)	12,200 頭	約 20,000 頭 (令和 5 年度末)
狩猟捕獲数	許可捕獲 (有害)	許可捕獲 (個体数調整)
757 頭	8,869 頭	0 頭

○これまでの個体群管理の取組み（都道府県単独事業）

平成 24 年度から 26 年度において県による個体数調整を実施。

2. 令和元年度指定管理鳥獣捕獲等事業の実施概要

項目	概要
事業背景・目的	<p>記述欄：個体数の増加や生息域の拡大により、農林業被害の継続的な発生や被害地域の拡大を踏まえ、捕獲の強化による農林業被害の早急な軽減と自然植生被害の抑制を目的として実施するもの。 ※特定計画の中での指定管理鳥獣捕獲等事業の位置づけも記載する。</p> <p>【選択欄】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 特定計画の管理目標に不足する捕獲数を高密度地域で上乘せした。 <input type="checkbox"/> 分布拡大防止を目的として生息域の外縁で捕獲を実施した。 <input type="checkbox"/> 効果的な捕獲手法の開発を行なった。 ※事業実施目的に最も近いものを1つ選択。</p>
人材育成の観点	<input checked="" type="checkbox"/> 人材を育成するための配慮、取組がなされている。
実施期間	令和元年10月4日～令和2年3月20日
実施区域	岩手県全域 ※1：実施区域の特徴も記入 ※2：事業計画の地図がある場合は、図面を添付
関係機関との協力	市町村による有害鳥獣捕獲（農林水産省事業）とは実施時期ですみ分け、原則3～10月に市町村による有害鳥獣捕獲、11～2月に当該事業による捕獲を実施。
事業の捕獲目標	(69%達成) = (4,794 実績値) / (6,910 目標値)
捕獲手法	<p>【銃猟】</p> <p><input type="checkbox"/> 誘引狙撃 <input checked="" type="checkbox"/> 巻き狩り <input type="checkbox"/> 忍び猟 <input type="checkbox"/> モバイルカリング <input type="checkbox"/> 夜間銃猟 <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>【わな猟】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> くくりわな <input type="checkbox"/> 箱わな <input type="checkbox"/> 囲いわな <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>※1：各種猟法の定義は○ページ参照、※2：複数チェック可</p>
捕獲個体の確認方法	<p><input checked="" type="checkbox"/> 個体の身体の一部（尾） <input checked="" type="checkbox"/> 写真（詳細を記載：捕獲個体は右向き、スプレーで個体番号を記載） <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>※複数チェック可。</p>
捕獲個体の処分	<p>捕獲個体の処分について</p> <p><input type="checkbox"/> 全て焼却又は埋設を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 一部、食肉等への活用を行っている。（自家消費のみ） <input type="checkbox"/> 一部、放置を認めている。</p> <p>※複数チェック可</p>
環境への影響への配慮	<p>わなによる錯誤捕獲について</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 錯誤捕獲の情報を収集している。 <input type="checkbox"/> 錯誤捕獲の実態は不明である。</p> <p>わなによる錯誤捕獲の未然防止について</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 錯誤捕獲の防止対策をしている。 （内容：くくりわなの輪の直径を12センチメートル以内かつワイヤーの直径が4ミリメートル以上、締付け防止金具及びよりもどしを設置） <input type="checkbox"/> 錯誤捕獲の防止対策はしていない。</p> <p>鳥類の鉛中毒等について</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 鳥類の鉛中毒症例がない。 <input type="checkbox"/> 鳥類の鉛中毒症例が確認されている。</p>

	鉛製銃弾について <input type="checkbox"/> 全て鉛製銃弾を使用している。 <input checked="" type="checkbox"/> 一部、非鉛製銃弾を使用している。 <input type="checkbox"/> 全て非鉛製銃弾を使用している。
安全管理の体制	受託者である公益社団法人岩手県猟友会が認定鳥獣捕獲等事業従事者講習会を実施
捕獲従事者の体制	【雇用体制】 捕獲従事者数：1,015人 (内訳) 正規雇用者： 人、期間雇用者：1,015人 日当制： 人

3. 令和元年度指定管理鳥獣捕獲等事業の評価

○指定管理鳥獣捕獲等事業の達成状況の評価について

1. 捕獲に関する評価及び改善点*	
【目標達成】	評価：目標値 6,910 頭に対し、実績 4,794 頭と目標達成率は 69%であった。平成 30 年度と同様に暖冬により積雪量が少なかった影響はあったが、平成 30 年度と比較して捕獲頭数は約 200 頭増加した。
	改善点：県の管理目標を達成するため、捕獲実績やモニタリング調査結果に基づき、生息密度が高い地域や農業被害が大きい地域での捕獲を進める。
【実施期間】	評価：4 月から 10 月に実施する有害捕獲と調整を図り、本事業による捕獲を 11 月から 2 月に実施した。
	改善点：各区域の捕獲実績等から効率的な捕獲時期の検討を引き続きおこなう。
【実施区域】	評価：実施計画において実施区域を全県とし、生息密度の高い五葉山周辺地域を中心に実施するとともに、定着が進んでいる県北部（北上高地北部）でも捕獲を行った。
	改善点：捕獲実績やモニタリング調査の結果から、シカの生息密度が五葉山地域以外で拡大していると推定される。また、生息域の拡大による早池峰周辺地域に生息する希少植物への被害を抑制するため、引き続き全県で捕獲を行っていく必要がある。
【捕獲手法】	評価：わなと比べて捕獲効率が高い銃による捕獲は 8 割以上であり、昨年度の捕獲効率は 0.30 頭／人日であった。平成 30 年度の捕獲効率 0.34 頭／人日とほぼ同等であった。
	改善点：引き続き捕獲効率の高い地域での銃による捕獲を推進する。また、わなによる捕獲効率が高い地域や時期においては、わなによる捕獲も推進する。
2. 体制整備に関する評価及び改善点	
【実施体制】	評価：狩猟事故防止のため捕獲作業は 2 名以上で実施し、安全に配慮した体制で実施した。
	改善点：引き続き安全管理規定の順守を徹底するとともに、適切な実施体制に努めるよう指導する。
【個体処分】	評価：自家消費または適切に埋設等の処理がされた。
	改善点：引き続き適切な個体処分を行うよう指導する。

【環境配慮】	評価：外部からの問合せは無かった。 改善点：引き続き環境配慮に努めた事業実施を指導する。
【安全管理】	評価：実施計画及び安全管理規定に基づき、事故防止の徹底を図った結果、人身事故等の重大事故の発生はなかった。 改善点：引き続き事故なく事業を実施できるよう、事業者へ安全配慮に努めるよう指導する。
3. その他の事項に関する評価及び改善点 特になし。	
4. 全体評価 安定した実施体制によって昨年度から継続して 4,500 頭以上の捕獲ができた。しかし、捕獲情報やモニタリング調査の結果からは、生息域が拡大していることや個体数が減少していない可能性があることから、引き続き県内全域において、可能な限りの捕獲に努める	

※「改善点」の欄には、評価結果を次期の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画にどう反映するか等について記入する。

○第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する、本事業の寄与状況について

令和5年度までに個体数を半減させるための令和元年度の捕獲目標 12,200 頭に対し、本事業による捕獲頭数は 4,794 頭であり、全体の約 39%を占めた。

4. 必須となる記録項目

(1) データの整備状況

ア) 基礎となる記録項目の整備状況

指定管理鳥獣捕獲等事業において整備している情報の項目にチェックをつける。

項目	整備状況	備考
①捕獲数・目撃数・捕獲努力量等の位置情報	<input type="checkbox"/> 行政区域（都道府県・市町村）ごと <input type="checkbox"/> 事業区域ごと <input checked="" type="checkbox"/> 5 km メッシュ <input type="checkbox"/> 1 km メッシュ <input type="checkbox"/> 捕獲地点（緯度経度） <input type="checkbox"/> 捕獲等に関する位置を記録していない	
②捕獲数	<input checked="" type="checkbox"/> 捕獲した個体の総数 <input checked="" type="checkbox"/> 雌雄の別 <input type="checkbox"/> 幼獣・成獣の別 <input checked="" type="checkbox"/> その他捕獲した個体に関する情報 （外部形態の計測、オスの角の長さ、胎児の有無）	
③目撃数	<input checked="" type="checkbox"/> 作業の従事者が目撃した個体の総数	捕獲時のみ

④捕獲努力量	<input checked="" type="checkbox"/> 銃猟：のべ作業人日数※ <input checked="" type="checkbox"/> わな猟：わな稼働日数 (わな稼働日数=わな基数×稼働日数)	
--------	---	--

※のべ作業人日：捕獲作業期間中に捕獲に従事した作業人数の合計。事前調査や下見に費やした作業の人日数は除く。

イ) 捕獲に関する概況地図の作成の可否

	作成できる概況図(地図)※についてチェック
捕獲位置の地図	<input checked="" type="checkbox"/> 5 kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 1 kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 地点(緯度経度)地図 <input type="checkbox"/> 捕獲位置の地図を作成できない
CPUEの地図	<input checked="" type="checkbox"/> 5 kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 1 kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 地点(緯度経度)地図 <input type="checkbox"/> CPUEの地図を作成できない
SPUEの地図	<input checked="" type="checkbox"/> 5 kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 1 kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 地点(緯度経度)地図 <input type="checkbox"/> SPUEの地図を作成できない
概況図を作成する 上での課題	

※概況図は原則として添付する。添付できない場合は「作成できない」をチェックする。

(2) 実施結果(必須となる記録項目)

ア) 捕獲努力量に関する事項

①銃器による捕獲

外業の人日数総数※1： 13,731 人日

事前調査人日数概数※2： - 人日

出猟(捕獲作業)人日数： 13,731 人日

項目	令和元年 (事業年度の値)	平成30年 (前年度の値)	増減の傾向
捕獲努力量(銃猟) のべ人日数	13,731 人日	11,966 人日	<input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少

※1:事前調査人日数概数と出猟(捕獲作業)日数の合計

※2:事前調査人日数概数は、捕獲作業直前の下見・調査を含まない。

②わなによる捕獲

外業の人日数総数※1： 4,433 人日

事前調査人日数概数※2： - 人日

出猟(捕獲作業)人日数： 4,433 人日

項目	令和元年 (事業年度の値)	平成30年 (前年度の値)	増減の傾向
捕獲努力量(わな猟) わなの稼働総数(わな基×日数)	17,865 基日	16,405 基日	<input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少

※1:事前調査人日数概数と出猟(捕獲作業)人日数の合計

※2:事前調査人日数概数は、捕獲作業直前の下見・調査を含まない。

イ) 捕獲に関する結果

①銃器による捕獲

項目	令和元年 (事業年度の値)	平成30年 (前年度の値)	増減の傾向
①捕獲数	4,161 頭	4,060 頭	<input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
②目撃数(※捕獲時のみ)	37,488 頭	31,969 頭	<input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
③雌雄比 (雌捕獲数/全捕獲数)	48.0%	49.4%	<input type="checkbox"/> 増加 <input checked="" type="checkbox"/> 減少
④幼獣・成獣比 (幼獣数/全捕獲数)	1%	1%	<input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少

令和元年度指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲手法別(銃器)の捕獲実績

捕獲手法	捕獲実績	作業人日数※ ¹	CPUE※ ²	SPUE※ ³
<input type="checkbox"/> 誘引狙撃	頭	人日	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input checked="" type="checkbox"/> 巻き狩り	4,161 頭	13,731 人日	0.30 頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input checked="" type="checkbox"/> 減少	2.73 頭/人日 <input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input type="checkbox"/> 忍び猟	頭	人日	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input type="checkbox"/> モバイルカリング	頭	人日	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input type="checkbox"/> 夜間銃猟	頭	人日	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input type="checkbox"/> その他 ()	頭	人日	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少

※1:作業日数には捕獲を実施していない誘引期間は含まない。

※2:CPUE=捕獲数/のべ人日数

※3:SPUE=目撃数/のべ人日数

※CPUE、SPUE は前年度の指定管理鳥獣捕獲等事業と比較して、「増加」「減少」をチェックする。

②わなによる捕獲

項目	令和元年 (事業年度の値)	平成30年 (前年度の値)	増減の傾向
①捕獲数	633 頭	535 頭	<input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
②雌雄比 (雌捕獲数/全捕獲数)	43%	41%	<input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少

令和元年度指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲手法別（わな）の捕獲実績

捕獲手法	捕獲実績	わな稼働総数 ^{※1}	CPUE ^{※2}
<input checked="" type="checkbox"/> くくりわな	633 頭	17,865 基日	0.035 頭/基日 <input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input type="checkbox"/> 箱わな	頭	基日	頭/基日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input type="checkbox"/> 囲いわな	頭	基日	頭/基日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input type="checkbox"/> その他 ()	頭	基日	頭/基日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少

※1:わな稼働総数には捕獲を実施していない誘因期間は含まない。

※2:CPUE=捕獲数/わな稼働日数

※CPUE、SPUE は前年度の指定管理鳥獣捕獲等事業と比較して、「増加」「減少」をチェックする。

エ) 捕獲個体の適切な処理

処理にかかる人工概数： _____ 人・時間

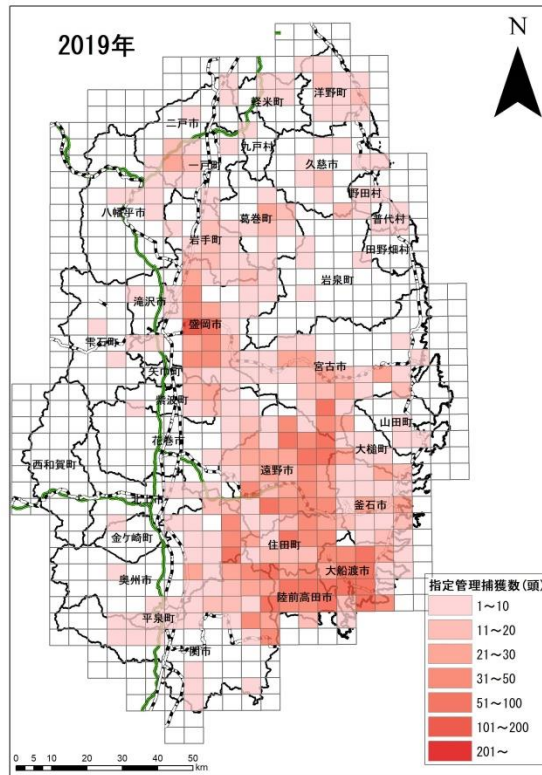
処理した個体のうち、食肉等への活用した個体の数量概数： 0 個体

業務日誌には個体の処分方法の記載欄があるが、方法のみで人工や時間は収集できていない。

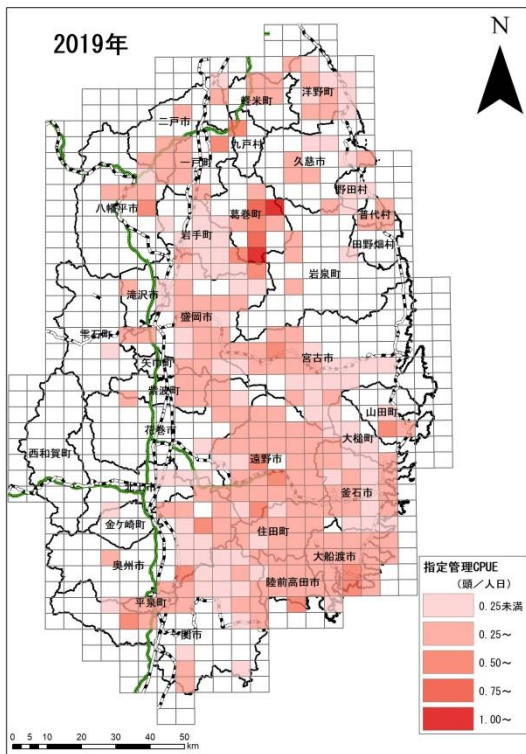
捕獲手法は、地域により様々なものが想定されることから、下記の定義は本評価シートでの暫定的なものです。

誘引狙撃	餌等により、対象種を誘引し、所定の位置から銃器により捕獲等する猟法。
巻き狩り	犬や勢子により追い出した対象種を、所定の位置で待機する射手が銃器で捕獲等する猟法。
忍び猟	単独の射手が徒歩で対象種を追跡して、射撃可能な地点で銃器により捕獲等する猟法。
車両を用いたモバイルカリング	所定の巡回ルートを車両で移動し、射撃可能な位置の対象種を銃器により捕獲等する猟法。
夜間銃猟	法律上必要な手続を全て完了した上で、日出前若しくは日没後においてする銃器を使用した鳥獣の捕獲等。

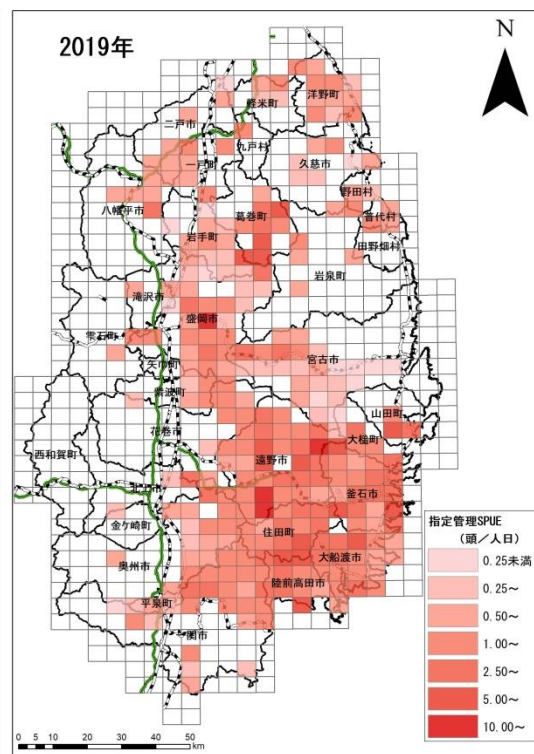
<令和元年度シカ捕獲頭数マップ（指定管理）>



<CPUE>



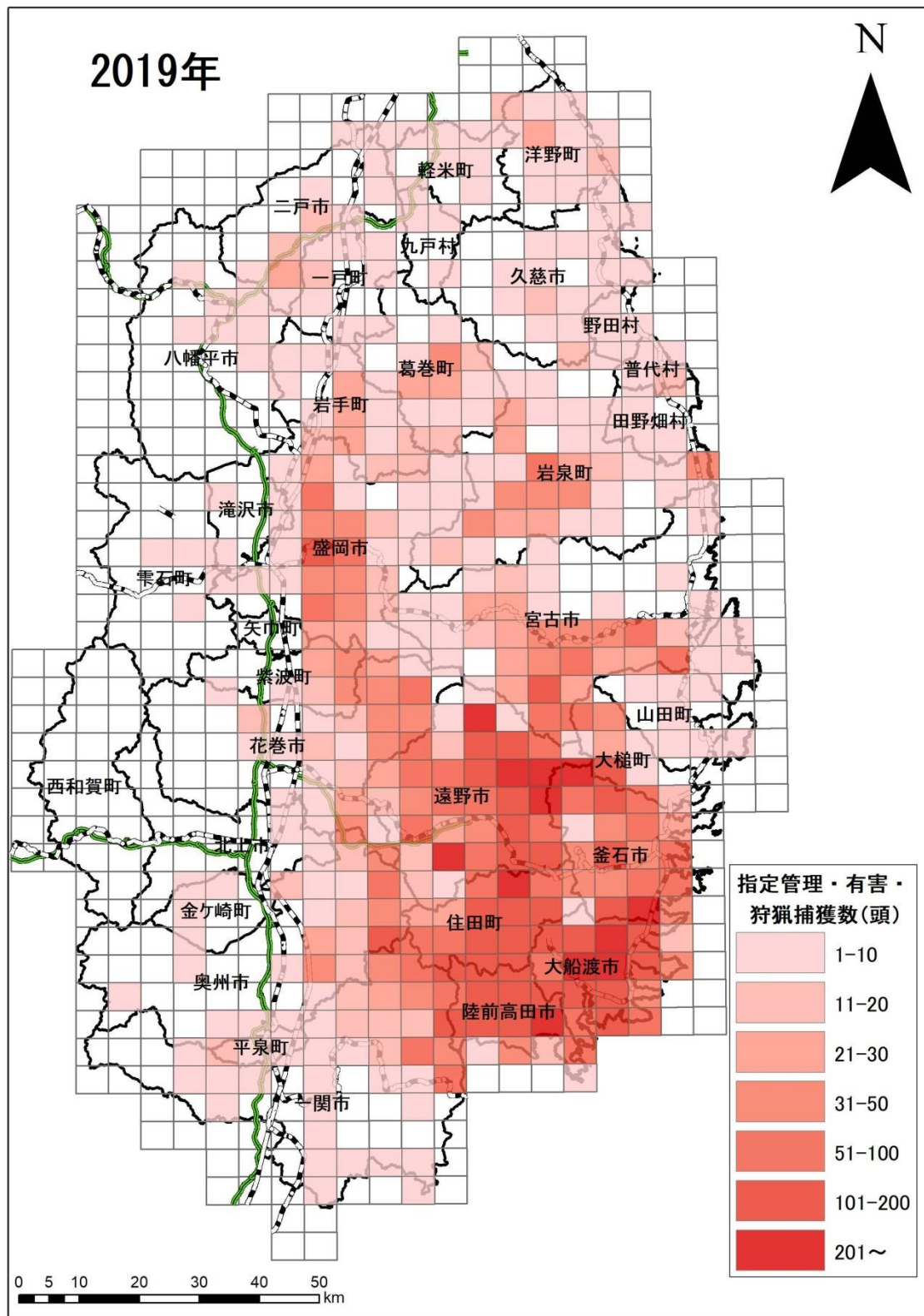
<SPUE>



※CPUE: 捕獲数/のべ人日数

※SPUE: 目撃数/のべ人日数

<令和元年度シカ捕獲頭数マップ（有害捕獲、狩猟、指定管理）>



令和2年度のシカ管理対策（案）について

1 個体数管理

(1) 狩猟による捕獲の促進

① 狩猟規制の緩和

狩猟による捕獲を促進するため、県独自でシカの狩猟期間を11月1日から3月末日まで引き続き延長する（平成29年11月1日～令和4年3月31日）。

② 休猟区等の見直し

狩猟による捕獲を促進するため、引き続き休猟区の指定は行わない予定であり、鳥獣保護区の指定については、地域の意見を聞きながら、指定の廃止や特定猟具使用禁止区域への移行なども含めて検討していく。

③ シカ肉の放射性物質検査の実施

引き続き出荷制限の解除に向けたモニタリング検査について、全市町村を対象に検査を継続する。また、令和2年4月15日付けで、大槌町の食肉処理加工施設が受け入れるシカ肉については、全頭検査等を条件に出荷制限が一部解除されており、県が定める「出荷・検査方針」に基づき放射性物質検査を実施する。

(2) 有害捕獲の実施

鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、以下のとおり有害捕獲を実施する。

① 有害捕獲実施計画

全市町村で実施計画を定め、計画に沿った効率的な取組を推進する。

② 有害捕獲関連対策

有害捕獲に関連し、下記市町村において次の取組を行う。

- ・ くくりわなの購入（部品含む）：7市町（盛岡市、遠野市、一関市等）
- ・ はこわなの購入：住田町
- ・ ICT機材の導入（通信料含む）：4市（滝沢市、花巻市、釜石市等）
- ・ センサーカメラ購入：九戸村

③ 地域一体となった捕獲体制の整備

ア 農業者等、地域住民が一体となった捕獲体制を推進するため、捕獲技術や安全対策についての講習会等を実施する。

イ より効果的な捕獲技術を確立するために、有害捕獲活動において、ドローンを活用し、鳥獣の居場所を事前に確認する実証を実施する。

(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

鳥獣保護管理法に規定する「指定管理鳥獣捕獲等事業」（国庫、環境省）を活用し、県内全域における捕獲を強化する。また、早池峰山周辺地域において高山植物の食害が生じていることから、本事業による捕獲を推進する。

ア 実施主体：岩手県

イ 捕獲時期：令和2年11月～令和3年2月

ウ 実施区域：岩手県全域

エ 実施方法：認定鳥獣捕獲等事業者等に委託

(4) 捕獲の担い手の確保・育成

① 狩猟免許試験の開催

捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許試験を3回開催する。

狩猟免許試験実施予定

開催回数	会場	開催日	備考
3回	奥州市 水沢地区センター	7/11 (土) 7/12 (日)	実施済
	山田町 山田町中央公民館	9/13 (日)	
	矢巾町 矢巾町公民館	12/13 (日)	

② 狩猟免許試験予備講習会の開催

狩猟免許試験受験者の合格率の向上を図ることを目的として、狩猟免許試験予備講習会を無料で開催する。なお、予備講習会は、概ね狩猟免許試験の2週間前に開催する。

狩猟免許試験予備講習会

開催回数	会場	開催日	備考
3回	奥州市 水沢地区センター	6/27 (土)	実施済
	山田町 山田町中央公民館	8/30 (日)	
	矢巾町 矢巾町公民館	11/29 (日)	

③ 市町村の担い手確保対策

15市町において、狩猟免許受験者等への手数料補助等を実施する予定。

④ 新規狩猟者の確保・定着推進

捕獲の担い手である狩猟者の新規確保及び定着の推進を図るための研修会等を開催する。

- ・ 一般県民を対象とした捕獲の担い手研修会：8月
- ・ 一般県民を対象としたイベントにおけるハンターブース出展：10～11月予定
- ・ 狩猟免許取得後3年以内の狩猟者を対象とした捕獲の担い手スキルアップ研修会：12月

(5) 令和2年度の捕獲目標について

① 基本方針

平成27年4月に環境省が公表した都道府県ごとの個体数推定の結果によると、平成24年度末時点で、本県には中央値で約4万頭のシカが生息していると推定されており、県内の推定個体数を令和5年度までに半減することとしている。

しかしながら、糞塊法による生息状況調査やアンケート調査等の結果からは、シカの個体数が減少していないと推測されることから、引き続き関係機関が連携して最大限の捕獲圧をかけることとする。

なお、捕獲に当たっては、効果的に個体数を低減するため、メスジカの積極的な捕獲に努めることとする。

② 捕獲目標

ア 令和2年度捕獲目標

捕獲目標頭数を 14,500 頭と設定する。

イ 目標頭数の考え方

- ・ モニタリング調査の結果と過去の捕獲頭数の推移を踏まえ、過去最大の捕獲頭数を目標として設定する。
- ・ 目標頭数の算定については、過去3カ年における有害捕獲、指定管理及び狩猟の各捕獲区分の最大値（いずれも令和元年度）の下2桁を繰上げた数値の合計とした。（表1）
- ・ 捕獲目標頭数は、 $8,900 + 4,800 + 800 = 14,500$ 頭となる。

過去3カ年（平成29年度から令和元年度）の捕獲頭数（表1）（単位：頭）

捕獲区分	H29	H30	R1	下2桁繰上げ
有害捕獲	7,061	7,399	8,869	→ 8,900
指定管理	※6,179	4,595	4,794	→ 4,800
狩猟	※1,078	544	757	→ 800
合計	14,318	12,538	14,420	→ 14,500

※ 平成29年度は11月以降の狩猟及び捕獲委託での捕獲数が大雪により大きく伸びたと考えられるため、捕獲目標頭数設定時の数値から除外。

※ □ : 最大値、○ : 最小値

[参考] 昨年度の捕獲目標頭数の設定方法（表2）

令和元年度の捕獲目標頭数（12,200 頭）の設定方法は、各捕獲区分における過去3カ年の捕獲頭数等から上限値と下限値を設定し、その中間値を目標頭数としていた。令和2年度についても同様の方法により算定すると、13,350 頭となる。

（単位：頭）

捕獲区分	上限値	下限値
有害捕獲	8,900 (R1)	7,100 (H29)
指定管理	4,800 (R1)	4,600 (H30)
狩猟	800 (R1)	500 (H30)
合計	14,500	12,200

➡ $(14,500 + 12,200) / 2 = 13,350$ (中間値)

※ 上限値及び下限値の頭数は、表1の最大値及び最小値の下2桁を四捨五入したもの。

(6) 県独自の個体数推定について

糞塊法による生息状況調査やアンケート調査等の結果から、シカの個体数が減少していないと推測されることから、県独自の個体数の推計に取り組む。

2 被害防除対策

(1) 被害防除対策の実施内容

鳥獣被害防止対策交付金、森林整備事業等を活用した被害防除対策を各市町村において実施する予定。

- ・ 侵入防止柵の設置：22 市町村
- ・ 農業者等を対象にした研修会の開催：5 市町（遠野市、宮古市、大船渡市、紫波町、平泉町）
- ・ 被害状況調査：3 市町（遠野市、陸前高田市、大槌町）
- ・ 森林整備事業を活用した忌避剤散布を6 市町（奥州市、一関市、遠野市、住田町、陸前高田市、釜石市）、防護柵設置を3 市町（大船渡市、住田町、釜石市）、食害防止チューブを2 市町（遠野市、住田町）で実施予定。

(2) 被害防除体制の整備

岩手県鳥獣被害対策連絡会及び各地域野生鳥獣被害防止対策連絡会における会議や研修会の開催等により被害防除体制の整備を推進する。

① 鳥獣被害防止対策研修

被害防止対策や侵入防止柵設置対策等の指導者や実践者を育成するため、講義と現地実習を行う。

- ・ 実施時期：令和2年6月～令和3年3月
- ・ 実施場所：北上市、一関市、宮古市、軽米町
- ・ 対象者：農業者、農業関係機関・団体職員、市町村職員、農業改良普及員等

② 侵入防止柵の技術実証

恒久電気さく等の効果的な活用方法について実証を行う。

- ・ 実施時期：令和2年6月～令和3年3月
- ・ 実施場所：大船渡市

③ 地域ぐるみの被害防止活動モデル地区の設置

鳥獣被害対策実施隊と農業者に加え住民も参加する被害防止活動の支援を行う。

- ・ 実施時期：令和2年6月～令和3年3月
- ・ 実施地区：6 地区：紫波町、奥州市、北上市、釜石市、岩泉町、大船渡市

(3) 自然植生被害対策の実施内容

① 早池峰山周辺地域における捕獲の強化

猟友会と連携し、早池峰山周辺地域における捕獲を推進する。

- ・ 早池峰山周辺地域シカ一斉捕獲旬間（県猟友会）
開催日：令和2年12月下旬（予定）
- ・ 国有林道の除雪（東北森林管理局）：実施予定

② 防鹿柵設置

今年度も県と東北森林管理局が連携して登山道周辺に1,500m程度設置する。

③ 連携モニタリング調査

ア センサーカメラによる生息状況調査

今年度も早池峰山周辺地域のシカの生息状況を調査するため、県で16台、東北森林管理局で20台のセンサーカメラを引き続き設置する。

イ GPSによる追跡調査

今年度も東北森林管理局において新たに2頭を追加し、調査する。

3 モニタリング調査

科学的かつ計画的な管理施策を推進するため、捕獲及び農業被害状況について情報を収集するとともに生息状況調査等のモニタリング調査を継続的に実施する。

(1) 捕獲情報の収集

狩猟、有害捕獲及び指定管理鳥獣捕獲について捕獲報告票等から頭数、場所、性別、猟具の種類等の基礎データを収集する。

(2) 農林業被害の収集

農業振興課及び森林保全課において、市町村を經由して農作物及び林業被害について情報収集する。

(3) 生息状況調査

① 糞塊密度調査

生息密度の増減をみるため、令和2年度も調査を継続する。(県内56箇所調査予定。)

② アンケート調査

県内の農業集落における野生鳥獣の生息状況、農業被害等を把握するため、農業集落の代表者等を対象にアンケート調査を継続実施する。

4 その他管理のために必要な事項

(1) 生息環境管理

市町村に対し、シカの隠れ家等となる耕作放棄地や農地に隣接したやぶの刈払いの推進、伐採跡地や有休農地等の適正な管理の推進について周知を行う。

(2) 地域住民等への普及啓発

地域ぐるみの被害防止対策のための研修会を開催し、鳥獣被害対策に対する地域住民の意識啓発を図る。

(3) 認定鳥獣捕獲等事業者研修

認定鳥獣捕獲等事業の従事者を対象とした研修会において、鳥獣保護管理法及び認定鳥獣捕獲等事業者制度の概要に関して説明を行う。